多面的機能支払交付金の 活動の手引き

活動組織用

愛知県 農林基盤局農地部 愛知県農地水多面的機能推進協議会

はじめに

かん

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に 伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多 面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に 伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家 の負担の増加も懸念されています。

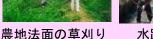
農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例







水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

農地維持支払交付金

多面的機能支払交付金

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上

を図る共同活動)

水路のひび割れ補修 農道の部分補修 ため池の外来種駆除 水質調査

施設の長寿命化のための活動の例

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



素掘り水路からコンクリート 水路への更新



老朽化した水路壁の コーティング



未舗装の農道を アスファルトで舗装

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化 のための活動)

令和4年度からの主な変更点

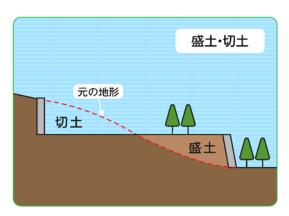
1. 様式の変更はありません。

これまでは、毎年度様式の変更がありましたが、令和5年度は様式の変更がありません。

※ただし、5年に1度の提出となっている様式第1-1号 事業計画の認定申請書は変更あります。

2. 資源向上(施設の長寿命化を図る活動)における追加要件

工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する場合における盛土・切土等の施工に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。



盛土・切土のイメージ

3. 役員報酬について

これまで愛知県では、役員報酬は透明性や妥当性に疑義が生じる可能性が高いと判断し、支出しないようお願いしてきました。

しかし、多面的機能支払交付金の前身である農地・水・環境保全向上対策が始まって15年が経過し、活動組織での合意形成も徹底されてきたことから、令和5年度以降は、役員報酬の支出を認めることとします。

なお、役員報酬を支出する場合は、以下の点に留意してください。

- ・役員報酬の金額は、これまでの年間事務日当を基に決定するなど妥当な範囲とする。
- ・役員報酬の金額等については、必ず総会に諮り構成員の同意を得たものとする。

目 次

I		多	面的	勺機	能	支护	丛 :	交	付	金	の	概	要		•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1		交付	†金	の	構۶	戓			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2		活重	力の	手	順		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		2
	3		事第	削	画	書		•		•		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•		•	•		•		3
	4		活重	力計	画	書		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•		5
	5		決算	算及	び	監査	查(の:	実	施		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•		20
	6		総会	 きの	開	催			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•					•			•		21
п		事	業言	十画	iの	認力	定	及	び	変	更	手	続	き																	22
Ш		交	付金	⋧及	.ぴ	概算	算	払	の	申	請			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	25
IV	•	年	度活	5動	計	画(か 1	作	成	•		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
V		活	動0	実	:施	• ‡	记	禄		•		•			•			•	•		•	•		•	•		•	•		•	32
VI	[活	動 <i>0</i>	報	告	•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	52
VII	[活	動項	目	番·	号	表					•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
	0)	お昆	引い	合:	わ†	난:	先																							66

夕面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

農地維持支払交付金

- (1)地域資源の基礎的な保全活動
- (水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- (2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動 (活動組織の体制の強化、保全管理構想の作成など)

多面的機能支払交付金

資源向上支払交付金

- (1)地域資源の質的向上を図る共同活動
 - ①施設の軽微な補修
 - (水路、農道、ため池の軽微な補修など)
 - ②農村環境保全活動
 - (水質調査、外来種の駆除など)
 - ③多面的機能の増進を図る活動
 - (防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)
- (2)施設の長寿命化のための活動

(老朽化が進む水路等の補修・更新など)

(3)組織の広域化・体制強化

2. 活動の手順

組織の設立から事業計画の認定まで

活動組織

①規約等の作成

対象農用地の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な規約などの案を作成します。

▶ 令和4年7月の手引き参照

②事業計画書の作成

組織が取り組む 事業計画の案を作 成します。

▶ 事業計画書 ···P.3

③活動計画書の作成

組織が取り組む 活動計画の案を 作成します。

▶ 活動計画書 ····P.5

④設立総会の開催

総会を開催し、規約や事業計画等の案について組織構成員の合意を得ます。

交付金の交付申請から報告まで

活動組織

③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録や金銭出納簿などを作成します。 、 ケウスサーブ マント 27

▶ 年度活動計画 ···P.27

▶ 活動記録 ···P.32

➤ 金銭出納簿 ···P.35

▶ 財産管理台帳 ···P.48

④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭 出納簿を集計し、実施状況報告書 を作成します。 ・・・・P.52

▶ 実施状況報告書 ***P.54

▶ 添付書類 •••P.53

⑤事業計画の申請

市町村長に事業計画書を 提出し、事業計画の申請を ・・・P.22 行います。

⑥事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

市町村

【申請期限】

6月30日まで

①交付金の申請

市町村長に交付申請書を 提出します。・・・P.25

▶ 交付申請書の例 ···P.26

0000

【申請期限】

〇月〇日まで

②交付決定・支払

市町村長から交付決定の通知が 送付されます。その後、概算払請 求により交付金が支払われます。

⑤実施状況報告

市町村長に実施状況報告書 などを提出します。 ・・・P.52

⑥確認通知の送付

市町村長から必要に応じて実施状 況確認通知書が送付されます。

0000

【報告期限】

〇月〇日まで

3. 事業計画書

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画書を作成します。

事業計画書の内容は、次頁の様式のとおりです(多面的機能支払交付金実施要領様式 第1-2号)。

なお、本事業計画書の市町村長への提出にあたっては、以下の多面的機能支払交付金 実施要領様式第1-1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

(様式第1-1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇年〇月〇日

本様式に次頁様式(様式第1-2号)を添付し提出して下さい。

〇〇市長 殿

○○地域資源保全会 多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業(多面的機能支払交付金)
 - □ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
 - □ 3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ 取り組む場合の記載例です。

- 3 その他
 - □ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)
 - ※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。
 - □ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

(様式第1-2号)

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

【活動組織から市町村に提出 中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、 必要事項を書き加えます。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

〇年〇月〇日

○○地域資源保全会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

てください。

載

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

活動内容を踏まえて記載してください。

- (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域
- ① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号	事業	(多面的機能支払交付金)
	0	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
	0	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
	2号	事業 (中山間地域等直接支払交付金)
	3号	事業 (環境保全型農業直接支払交付金)
	4号	事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

- (2)活動の内容等
- ① 1号事業
 - 1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別
- (例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。
- 2)活動の内容

活動内容に合わせて 記載してください。

(例) イ イの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載のとおり。

ロロの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

- 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間
 - (例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
- 4 農業者団体等の構成員に係る事項
 - (例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

4. 活動計画書

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。 活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

- ※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面 的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。
- ※活動計画書の様式第1-3号のI. 地区の概要(共通)は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。 多面的機能支払交付金の活動計画については、I. 1号事業の別紙1を使用します。

様式の経過措置等について(令和3年度改正の実施要領附則3)

・ 令和2年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動計画書の様 式をそのまま使ってもかまいません。

(様式第1-3号) 【活動組織から市町村に提出するもの】 愛知県様式 〇年〇月〇日 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書) (まるまるちいきしげんほぜんかい) (ふりがな) 組織名 ○○地域資源保全会 (ふりがな) (ためん たろう) 代表者氏名 多面 太郎 (ふりがな) (あいちけんまるまるしまるまるちょう) 所在地 愛知県○○市○○町○○番地 多面的機能支払、中山間地域等直接支払 環境保全型農業直接支払の活動計画書な I. 地区の概要(共通) どで使用する共通様式です。 <活動の計画> ■ II. 1号事業(多面的機能支払) 別紙1 □ Ⅲ. 2号事業(中山間地域等直接支払) 別紙 3号事業 (環境保全型農業直接支払) 別紙 □ V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書 別紙 (注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

提出の際に()内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

<施行注意>

I. 地区の概要

(1)活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金(長寿命化)については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

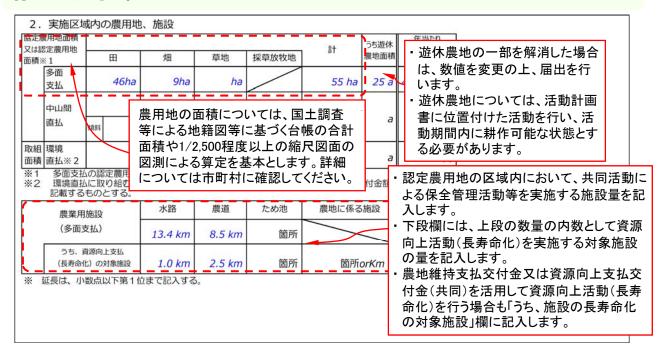


(2)実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地(認定農用地^{*})及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

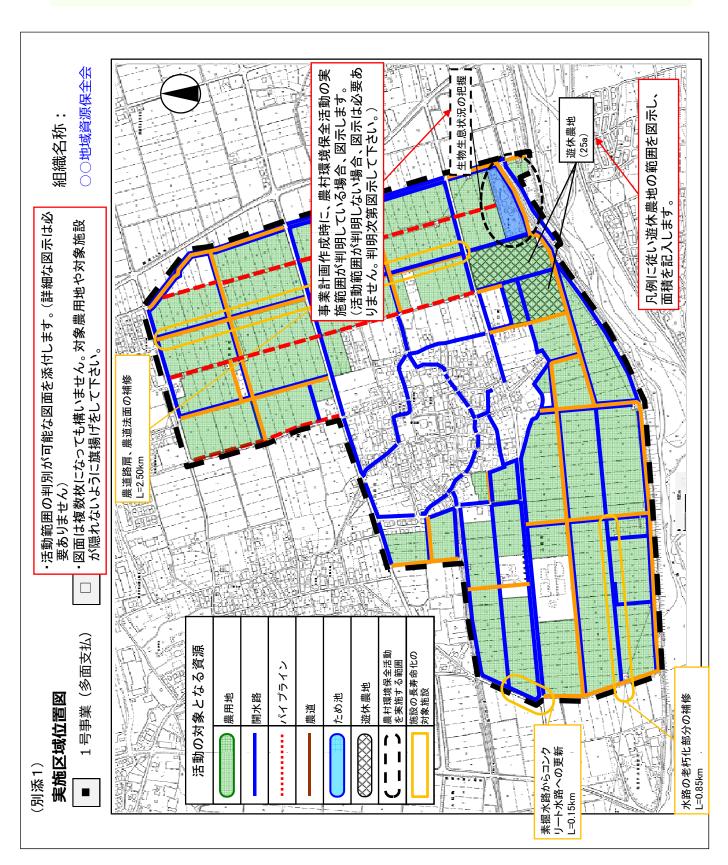
公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。



(3)実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。

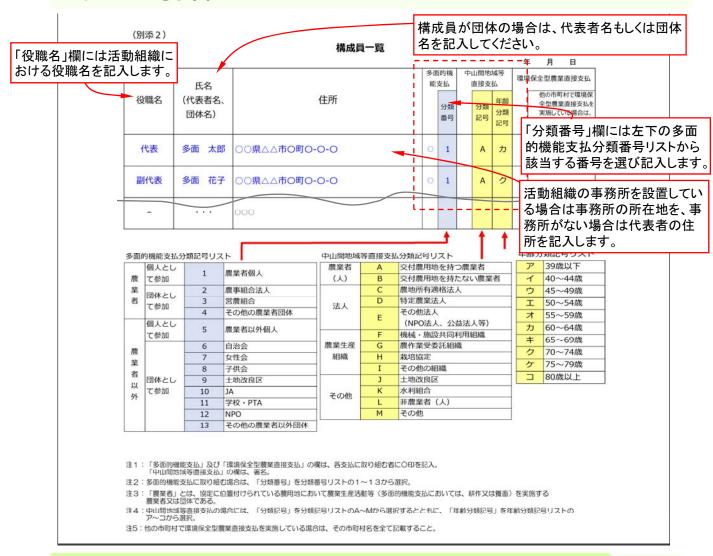
また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



(4)組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

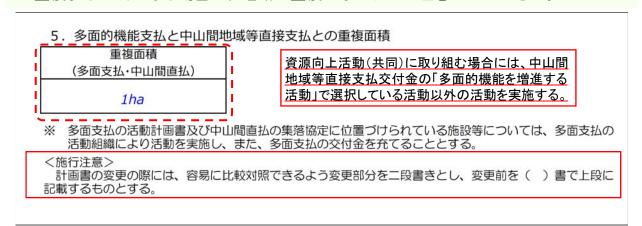
※多面的機能支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができます。



(5)全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。



(別紙1)多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

(1)交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の 交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町村に確認し て下さい。)

令和元年度・令和3年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「4.加算措置」の様式を使用し、加算措置分を17~19ページに示す方法で算出して整理します。

1. 交付金額

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単	価	年当たり交付金額
田	46 ha	3,000	円/10a	1,380,000円
畑	9ha	2,000	円/10a	180,000円
草地	ha		円/10a	円
合計	55ha			1,560,000円

(2)資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単	延 価	年当たり交付金額
田	46ha	1,800	円/10a	828,000円
畑	9ha	1,080	円/10a	97,200円
草地	ha		円/10a	円
合計	55ha		_	925,200円

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目 対象農用地面積 交付単価 年当たり交付上限額 田 46ha 4,400 2,024,000 円/10a 畑 9ha 2,000 円/10a 草地 ha 円/10a 合計 55ha 2,204,000円

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合 には、それぞれ行を追加して記入します。

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が 生じた場合は下記に記入し、市町村に提出し てください。農地維持支払の単価が活動終了 年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

25 a

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む ②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又 は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒単価に0.75を乗ずる①のみ該当 ⇒単価の修正なし②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗ずる

①②に該当しない⇒単価に5/6を乗ずる

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してくださ

024,000 広域活動組織の規模を満たさない場合、長寿命化の交付上限は、保全管理する区域内に存在する集落数に200万円 180,000 を乗じた額と交付単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

広域活動組織となるための規模要件 ⇒ ○ を満たさない場合は ○ 6,000,000円

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額を記入します。 この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

交付額の算定

【交付単価】 単位:円/10a

地目	農地維持 支払交付金	:	資源向上支払		資源向上支払交付金 (長寿命化)				
16.0	1	2	③ =②*5/6	<u>4</u> = <u>2</u> *0.75	5 =2*0.75*5/6	6	⑦ =⑥*5/6		
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666		
畑	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666		
草地	250	240	200	180	150	400	333		

- ①: 事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③:多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ④:農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動(共同)を5年以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤:資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑦: 広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

【交付額の算出方法】

加算措置についてはP17~ 19を参照してください。

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:50.4ha、畑:49.9ha

〇 対象農用地面積の端数処理

田:50.4ha → 50ha(小数第一位切り捨て)

畑:49.9ha → 49ha(小数第一位切り捨て)

〇 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:50ha×3,000 円/10a=1,500,000 円

畑:49ha×2.000 円/10a= 980.000 円

計: 2,480,000 円

- (2)資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。
 - a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額
 - b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

(算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

- 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出
 - a. 150ha×1,666 円/10a=2,499,000 円
 - b. 1集落×2.000.000 円=2.000.000 円

の小さい額である2,000,000円を年交付金額の上限とする。

(2)組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化(NPO法人化)のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の位	域化・体制強化の計画	(計画がない場合、この)	項目への記入は不要です)
	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与す
実施予定年度	令和 〇 年度	令和 〇 年度	る法人のことです。

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入して下さい。

この欄に	、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。
	以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。
	集落数 3集落
	農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域
	地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島
	離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島
	指定棚田地域の該当状況
	交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積
	農地維持支払

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域(対象農用地)内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。(令和元年度より資源向上支払交付金も対象)

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保 全管理が図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(3)活動の計画

(1)農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象 となる施設が存在しない活動項目は除きます。

3. 流 (1)			十画 毎年度全ての (研修、異常気					<u> </u>	《実》	もする	う月に	-Oを	記入	してく	(ださ	ر۱ _°
活動[叉分		活動項目						毎年	度の	実施	時期				
/山主/川			石勤祭口		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検		1	点検		0											
計画第	策定	2	年度活動計画の策定		0											
研化	修	<u></u> _	事務・組織運営等に関する 機械の安全使用に関する研	and the same of th	機械		全使用	用に	関する	5研修	=#\	··O4	∓度に ∓度に	受講	予定	2.0
	農	4	遊休農地発生防止のための	保全管理	点検	結果							間内/ ます。			
	用	5	畦畔・法面・防風林の草刈	り			0	0								
	地	6	鳥獣害防護柵等の保守管理	!	点検	結果	に応し	じて	実施問	持期を	決定					
	-14	7	水路の草刈り				0	0								
-	水路	8	水路の泥上げ		点検	結果	こ応し	じて	実施問	持期を	決定	2				
実		9	水路附帯施設の保守管理		点検	結果	に応し	じてヨ	実施問	持期を	決定	Ē				
践活	農	10	農道の草刈り				0	0								
動	辰道	11	農道側溝の泥上げ		点検	結果	こ応し	じてミ	実施問	持期を	決定					
	~	12	路面の維持		点検	結果	こ応し	じて	実施問	持期を	決定	=				
	た	13	ため池の草刈り		対象	施設	なし									
	め	14	ため池の泥上げ		対象	施設	なし									
	池	15	ため池附帯施設の保守管理	₽	対象施設なし											
	共通	16	異常気象時の対応		洪水	、台	虱、±	也震等	等の多	往生後	ž					

(P.13を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合などは、実施時期に「〇」を記入してください。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

農地維持支払交付金の交付を受けず に資源向上活動に取り組む場合は、 「点検」、「年度活動計画の策定」、「実 践活動」、「研修」のうち活動の対象と なる施設の項目について記入してくだ さい。

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」「9 水路附帯施設の保守管理」「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は"対象施設なし"あるいは"一"と記載

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。(構造変化に対応した保全管理目標)

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。(地域資源の適切な保全管理のための推進活動)

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想*」をとりまとめる必要があります。

※地域資源保全管理構想とは。

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

※地域資源保全管理構想の策定については「活動の解説【農地維持活動】 (P.62~) を参照してください。



金の交付を受けて農地維持活動に取り組む

場合には必ず実施します。

地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「〇」を記入します(複数選択可)

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)~4)を記入してください。

<u>1) (</u>	呆全管理の目標を①~⑥から選んでください。 (複数選択可)	_			
0	①中心経営体との役割分担による保全管理		④集落間連携や	広域的活動による保全管理	
	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	0	⑤多様な地域資	源管理の担い手による保全管理	
	③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理		⑥その他		
2) =	今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①~⑤から	51項	目以上選んでくた	<u> </u>	
0	①農地の利用集積に伴う管理作業		④共同利用施設	の保全管理	
0	②高齢農家の農用地に係る管理作業		⑤その他		
0	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	,	•		
3) 2	- 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向	自性を	①~⑦から1項目	目以上選んでください。	
0	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	0	⑤不在村地主と	の連絡・調整体制の構築	
0	②入り作等の近隣の担い手との協力		⑥集落間の連携	や広域的な活動	
0	③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり		⑦その他		
	④新たな保全管理の担い手の確保 番号はP.62	 2の活	動項目番号表		۸.
<u>4)</u>	2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践す。				
0	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催			等に対する意向調査、地域 集落内調査	
	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査		22. 有識者等に	こよる研修会、検討会の開催	
0	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等		23. その他		
	20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ ワークショップ・交流会の開催		本推進活	動については、農地維持支持	4交付

(2)資源向上支払

①地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- ・「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての 項目を実施する必要があります。(点検や機能診断の結果、実施する必要性がない 実践活動については、この限りでありません。)
- ・「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められた テーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施し ます(P.64の取組番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されていま す)。
- ・「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

(2) 資源向上支払(共同) ※実施する月に〇を記入してください。 1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 毎年度の実施時期 活動区分 活動項目 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 24 農用地の機能診断 機 25 水路の機能診断 0 能 画 診 26 農道の機能診断 策 機能診断の結果に応じて、必要な 設 断 27 ため池の機能診断 ^{対象施設な}活動を毎年度実施します。 定 の 28 年度活動計画の策定 軽 29 機能診断・補修技術等に関す 研修 令和〇年度に受講予定(活動期間内に1回以上受講) 微 る研修 ti 30 農用地の軽微な補修等 機能診断結果に応じて実施時期を決定 補 機能診断結果に応じて実施時期を決定 31 水路の軽微な補修等 修 践 活 機能診断結果に応じて実施時期を決定 32 農道の軽微な補修等 動 33 ため池の軽微な補修等 対象施設なし 農 34 生物多様性保全計画の策定 林 35 水質保全計画、農地保全計画の策定 環 計 36 景観形成計画、生活環境保全計画 画 墙 保 策 37 水田貯留機能増進計画、地下水か 全 ん養活動計画の策定 1テーマ以上の取組を行うこととし、その実施時 活 期を「○」で示します。 38 資源循環計画の策定 動 毎年度の実施時期 活動区分 活動項目 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 / 39 生物の生息状況の把握(生態系 選択したテーマに基づき行う実践活動について 農 はP.64の活動項目番号表からあてはまる「活動 村 実 46 施設等の定期的な巡回点検・清 項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。 環 ※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択し 践 掃(景観形成・生活環境保全) 境 て入力します。 活 保 動 全 行が足りない場合は追加してください。 活 農村環境保全活動の選択したテーマに基づく 啓発・普及 51 啓発・普及活動 啓発・普及の活動を実施してください。

																	■多面的機能支払交付金の機	要
-	2)多面	的機能の増進を図る活動 【任意の	活動)	★失	施す	る月			C,					-			図る活動」に取り組まない場合は、 の単価は基本単価の5/6になります。	
	活動区分	活動項目	4月	5月	6月	7月	毎年	-	σĻ	10月11月	_	_	_	_	- li	請考		
	多 面	56 農村環境保全活動の幅広い展 開	1	0				Ī	P	.64の	L 活重	力項	目	番	号:	表表	<u> </u>	٦
	図機	52 遊休農地の有効活用	I L		0												ます。 レダウンで活動項目を選択して入力しる	ま
	る能	55 防災・減災力の強化	<u> </u>		0			L	す	۲。	_	_		_	_	_	1	╛
	動増進		Ļ	<u> </u>		- 1:							<u> </u>		- /-	L > .		
9	を		<u>/</u> _	}	1	丁力)	`足	<i>5</i> 77	よ	い場合	うば	追	加し	ノて	- \ \ 7 - \ -	==	zu.	_
26	実施して	60 広報活動・農的関係人口の拡大 図る活動を実施する場合は、活動項 ください。	σ. = †:)広 : は、	報活 「山	動を	を毎 豊業	年地	度均	実施し 或」、地	ノてく 域振	くだ 長興	さい 立:	. 7	t=t=	ا:	目を選択した上で、その活動項目に対して 、農業地域類型区分の「中間農業地域」ま 域に該当する場合は、広報活動の実施を	
V	広報活動	、農業地域類型区分の「中間農業地は必須ではありません。	-							ではあ			ν。			_	1	┙
	56. を選 農村環境 † 活班	対環境保全活動の幅広い展開 を選択 択した場合に選択⇒ ■ 農村環境保全 保全活動のテース が関係・生活環境 「生態系保全」 (水質保全) 「票観形成 環境保全」、「20田貯留機能増進・地下2	活動を	を1テ		3加] r	高度	度な保全流		Dist.	iJ			4	 56. 農村環境保全の幅広い展開」を選 りだ場合は、様式の説明に従って必要 内容を記入します。	_
9	ん劉	t」「資源循環」から選択 道府県、市町村 ※エクセル様豆 選択して入力し	tで		プル	ダウ	ナン	で	大 大	容を	戦し	·T<	くださ	56 J.	,]	
(3	8)施計	设の長寿命化のため の	の;	舌重	b													
		の長寿命化のための 上で、必要な活動に											基	ブ	き	`	地域で施設の状況等を勘	
	工事	1件当たり200万円	J 以	上	زع	なる	30	_	لے	が明	15	か					都道府県の要綱基本方針	
	基づ	き、様式第1-4号	;	長	寿盲	创	と野	经位	苚	計画	書.		を	作	戍	U	<u>/ます。</u>	
;	※ 農		上支	払	(‡	同) (の?	交	付金	を活	乕	し ⁻	<u></u>	行	う方	施設の長寿命化のための活動	

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

・活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。

・費用の	費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。													
工事1件 を作 て考 P. ※延 る	てき P.65の活動項目番号表からあてはま ※延 る「活動項目番号」と「活動項目」を選 択し記入します。 P.6の I の2 「実施区域内の農用地、施設」の値の内 数です。数字は小数点以下2桁まで記入します。													
施設区分		内容 水路○○-○の老朽化部分の補	箇所を選択)	年目 2年目 3年目	*実施予定年度に「〇」を記入 この計画に基づき活動を実施									
水路	61 水路の無修 62 水路の更新等	修を行う。 ○○用水路の土水路からコンクリート水路への更新	0.85 km	0										
農道	63 農道の補修	農道○○-○の路肩及び法面の 補修	2.50 km	行が足	りない場合は追加してください。									
☆上記以	10000				対応工は実施しない 又は一部実施することです。									
く活動)	該当 ⁻	するものに「〇」を記入しま	す。											

(様式第1-4号)

長寿命化整備計画書

<u>工事1件あたり200万円以上の工事がある</u> 場合、該当する工事については「長寿命化 整備計画」の作成が必要です。

〈留意事項〉

活動計画書の資源向上支払(長寿命化)において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。 なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。

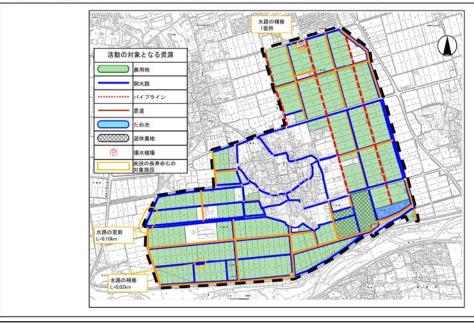
(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

延長はkm単位で小数点以下2桁まで 記入します。

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	1	実施年度	工事 1 件あたり の概算事業費	備考
1	○○用水路	不明	1	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積に より通水機能が喪失。清掃や泥 上げなどの日常管理が困難であ る。		0.10	km	令和3年度	280万円	
2	○○用水路	昭和41 年		コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁 の倒壊があり、水路の一部区間 が破損している。	シーリング材等を塗布してひび 割れを被覆する。	0.02	km	令和3年度	230万円	
3	○○揚水機	昭50年 代	1	幅 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の 腐食及び水密ゴムの劣化がみら れる。	補修材及び塗料を塗布。 水密ゴムを交換。	1億	節所	令和4年度	210万円	

- ※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。
- ※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。
- (2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



(2) 資源向上支払 (共同) の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の項目数

多面的機能の増進を図る活動の項目数		↓ 活動を継続中の組織の∂	
活動項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動	
遊休農地の有効活用	0	0	
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工	0		
防災・減災力の強化	0		
農村環境保全活動の幅広い展開			
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			

- ・これは加算措置の「資源向上支払 (共同)の多面的機能の更なる増進に 向けた活動」に取り組む場合の記入 例です。取り組む加算措置に応じて 様式を記入して活動計画書に添付し てください。
- ・加算措置に取り組まない場合は様 式の提出は不要です。

地目	対象農用地面積	交付	単価	年当たり交付金額
田	9ha	400	円/10a	36,000円
畑	2ha	240	円/10a	4,800円
草地	ha		円/10a	P
合計	11ha			40,800円

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件 ○活動を継続する活動組織又は広域活動組織 本事業計画の活動項目数 >前年度又は変更前の活動項目数 ○新規の活動組織又は広域活動組織本事業計画の活動項目数 2つ以上

加算措置の適用条件を確認 して様式に必要事項を記入

してください。

加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

(1)資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度 拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

【加算対象となる例】

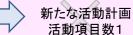
直近の活動計画 活動項目数O



新たな活動計画 活動項目数2以上

【加算対象とならない例】

直近の活動計画 活動項目数O



直近の活動計画 活動項目数1



新たな活動計画 活動項目数2以上

直近の活動計画 活動項目数2 新活動

新たな活動計画 活動項目数2以下

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

活動を継続中の組織のみ記入 <u>します。</u>

	→ 治動 で性が 十つか日本版 つかっし ハ
本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
Q	
Y	
0	0
	新たな活動計画において、実施
	する増進活動の取組に〇を記
	<u>入してください。</u>
	本事業計画の取組

(2) 資源向上支払(共同) の農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和元年度拡充) 組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。

【役員に女性が2名以上選任されていない場合】①、②、③

【役員に女性が2名以上選任されてる場合】①、②、④

①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

構成員の総人数がわかる一覧 表等の提出が必要です。

②農業者以外の参画割合が4割以上であること

- ③構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること
 - ④構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に

実施すること

【加算単価】

単位:円/10a

地目		支払(共同) 進に向けた活動への支援	資源向上支払(共同) 農村協働力の深化に向けた活動への支援	
	都府県	北海道	都府県	北海道
田	400	320	400	320
畑	240	80	240	80
草地	40	20	40	20

※様式に従い交付額を記入してください。加算措置の詳細については、「多面的機能支払 交付金のあらまし」加算措置を参照してください。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、 活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください

(3)組織の広域化・体制強化に係る支援(令和元年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額になります。

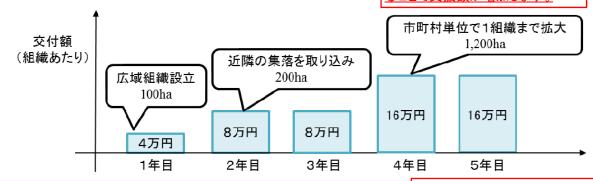
広域活動組織の面積規模別の交付額

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積 を対象とします。

都府県	北海道	交付額
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年•組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年•組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年•組織

【段階的に広域化する場合の適用例】

<u>広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。</u>



広域活動組織が面積規模を拡大した 場合は該当する区分に変更して活動計 画書の再申請を行って下さい。

(4)組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	交付単価	該当するものに〇
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	40,000 円/組織	0
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000 円/組織	
1,000ha以上	160,000 円/組織	

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(4)水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援(令和3年度拡充)

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	都府県	北海道
⊞	400	320

※農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上支払(共同) を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。 ※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

<流出を抑制する落水量調整装置の例>







- a 田んぼダム実施
- o 田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

- ①事業計画の作成・変更
 - ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図 を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
 - ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動の うち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。
- ②実施面積の考え方

事業計画最終年度までに次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する 活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。



5. 決算及び監査の実施

活動組織の決算及び監査は総会の前に行う必要があります。

(決算)

代表は当該年度の活動終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳、通帳、領収書の原本等の書類を、通常総会開催前の規約で定めた日までに、監査役に提出する必要があります。

(監査)

監査役は、決算の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査終了後、規約で定めた日までに総会を開催し、承認を受けなければなりません。

監査に当たっての確認事項

- ・通帳、領収書は原本か。
- ・領収書が当該年度のものか。
- ・活動に関係のない物品等がないか。
- ・通帳の残額が出納簿と同額か。
- ・収入と支出の合計が同額か。
- ・費目ごとの分類やその内容の詳細が分かるか。
- ・日当が構成員に渡されていることを確認できる資料があるか。
- ・財産管理台帳は正しく記載されているか、漏れがないか。
- ・外注については見積徴収等の処理が適切にされているか。

6. 総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、議決事項は活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

(設立総会)

はじめに設立総会を開催し、作成した規約(案)、役員(案)、事業計画(案)等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、議決を得る必要があります。

(通常総会)

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

(臨時総会)

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- ・構成員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求 があったとき
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- ・その他代表が必要と認めたとき

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席(委任状を含む)がなければ成立しません。

総会開催から議決までのながれ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日、開催方法(対面、書面、オンライン等)等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2)総会の招集を行います。招集にあたっては、規約で定める日までに(規約例では、開催の7日前まで)、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待ID等の案内方法、目的、審議事項を構成員に通知します。
- 3)総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。 議事は、出席した構成員の過半数(特別議決事項にあっては3分の2以上)で決します。 議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。
- 4)活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、規約で定める方法により(規約例では、総会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを構成員全員に配布する)構成員全員に確実に周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・総会は、規約に基づいて行われます。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めて下さい。
- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を 把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管して下さい。
- ・総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってく ださい。

☑ 事業計画の認定及び変更手続き

多面的機能支払交付金の活動の取り組みに当たり、事業計画書を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金の活動を実施しようとする場合には、事業計画書に活動計画 書及び規約を添付し、市町村長に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

事業計画書に添付する書類は以下のとおりです。

事業計画書の様式は4ページへ

その他、市町村長の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。

提出資料は市町村にお問い合 わせください。

			•
	添付書類		提出時期
農地維持支払交付金			活動を開始しようとする年度
資源向上支払交付金 (共同)	活動計画書様式は5ページへ		の6月30日まで。 (特別な事情がある場合、市 町村長が都道府県知事を通
資源向上支払交付金 (長寿命化)	•規約	・長寿命化整備計画書 (長寿命化で1工事当たり 200万円以上の工事がある 場合) <u>様式は16ページへ</u>	じて、地方農政局等に対して 届出を行ったときには、当該 年度の10月31日まで)
資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)	【広域活動組織の設立】 (別途、市町村との間で広域協定を締結) 【組織のNPO法人化】 ・登記事項証明書		登記事項証明書は事業計画 申請時又は計画変更時に添 付。

また、既に活動を実施している活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する 場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画や活動計画等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

①認定された事業計画の変更の申請

- ・保全管理する対象農用地面積の変更
- ・保全管理する対象施設の変更
- ・対象組織の変更※
- ・活動の追加、中止又は廃止 (資源向上支払(共同)における「農村環境 保全活動」及び「多面的機能の増進を図る 活動」の活動項目の変更を除く)
- ・活動期間の延長
- ※組織をNPO法人化した場合も該当します

【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

②認定された事業計画の変更の届出

- ・左記以外の変更 (例)
 - ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合
 - ・遊休農地を一部解消した場合
 - ・保全管理する対象施設の延長又は路線の増減
 - ・資源向上支払(共同)における「農村環境保 全活動」及び「多面的機能の増進を図る活 動」の活動項目の変更 等

【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は 翌年度の交付申請時のいずれか早い期日 提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書等

長寿命化整備計画書(16ページ)の認定、変更手続きについて

①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金(長寿命化)で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画の見直しを行ってください。

②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、20ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- 〇工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- 〇工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

③その他留意点

令和3年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となります。

農道の工事について

長寿命化の活動は、道路法上の道路(国道、県道、市町村道)は対象外です。

なお、農地維持活動及び共同活動では、道路法上の道路であっても、慣行として地域で管理する施設や農用地と一体的に管理しているものについては対象とすることができます。道路法施行令第3条の軽易な道路の維持(道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補填その他道路の構造に影響を与えない道路の維持)を行う場合は、事前に市町村等の道路管理者に相談してください。

工事に関する確認書

土地改良区等(市町村を除く)が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

(様式第1-5号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第5の5の(1)のエに基づき、○○活動組織(以下「活動組織」という。)と○○土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、○○に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

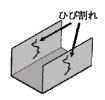
長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(450万円)



A.水路破損部 補修工事 (150万円)



B.水路ひび割れ 補修工事 (110万円)



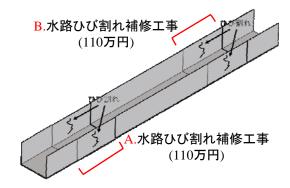
C.水路更新 工事 (190万円)



【工事1件の考え方】 A.B.Cそれぞれ工事1件 としてカウントする。

【長寿命化整備計画書 の作成】 <u>A.B.Cとも作成不要</u>。

パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(220万円)



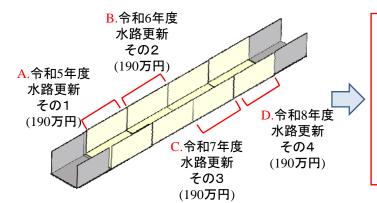


【工事1件の考え方】 工事箇所の間隔が離れ ていれば、別工事とする。 よってA.Bそれぞれ工事 1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書 の作成】 A.Bとも作成不要。

長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

パターン③ 同一路線で水路の補修工事・更新工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



【工事1件の考え方】 連続しているA,B,C,Dは、<u>4つまとめ</u> <u>て工事1件(A+B+C+D)</u>としてカウ ントする。

【長寿命化整備計画書の作成】 上記の考え方から作成が必要。 ただし、1件当たり2百万円以上の 工事を実施したい場合は、まずは 他事業による実施を検討すること。

・イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

∭ 交付金及び概算払の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村長へ申請を行います。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

(1)交付金の交付申請

①交付申請書の提出

市町村で定める期日

活動組織は、毎年度<mark>○月</mark>○日までに、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村長に提出します。

②交付決定の通知

市町村が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、市町村長から交付金の交付決定通知が活動組織に送付されます。

交付申請時の注意点

- 1. 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口 座名義が分かる箇所)を添付して下さい。
- 2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義 様式をコピーして記載し、提出してください。
- 3. 上記1,2の提出資料については、市町村に確認してください。

交付金の交付ルート



(2)概算払の請求

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払<u>(前払い)</u>を受けようとするときは、市町村長に概算払を請求します。

- ①概算払申請書の提出 交付決定の後、概算払請求書を市町村長に提出します。
- ②概算払決定の通知

市町村は、概算払請求書の内容について必要な審査を行った後に、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により活動組織に通知するとともに、交付金を支払います。

概算払の請求時には、この部分は不要です。

交付申請書の例(市町村の様式に従って下さい)

多面的機能支払交付金の活動にのみ取り組む場合の例

概算払の請求時には、「交付」を「概算払」、 「申請」を「請求」に置き換えて下さい。

申請(請求)年月日			
	年度	第	□

多面的機能支払交付金交付申請書(概算払請求書)

市町村長 殿

組織名 代表者名

印

多面的機能支払交付金の交付(概算払)を受けたいので、下記のとおり申請(請求)します。

交 付 申 請	(月	農地維持支払交付金及 「資源向上支払交付金)	1. 農地維持支払交付金 及び資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のため の活動を除く)	2. 資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)
認定額 (年度交付額)		今回申請額の記	B入に当たって 円	※ 円
好 払 既交付額 ② 請		は、市町村と相談	談して下さい。 円	Ħ
求 今回申請(請求)額 ③		Ħ	円	Ħ
認定額(年度交付額) との差額 ④=(1)-(2)-(3)	Н	円	円

※ 施設の長寿命化のための活動については、年度交付上限額以内で申請する場合には、その必要額を計上する。

下記口座へ振込む交付金について該当するものにチェックマークを記入して下さい。

- □ 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金) ※資源向上支払交付金(長寿命化)とそれ以外を区分せずに申請する場合に記載。
- □ 農地維持支払交付金・資源向上支払交付金(長寿命化以外)
- □ 資源向上支払交付金(長寿命化)

以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

金融機関(ゆうちょ銀行以外)									
金融機関名	支店名								
	農業協同組合 銀行 信用金庫								
	信用組合 労働金庫 信連 農林中金								
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)	口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)								
□ 普通 □ 当座 □ 別段 □ i] 通知								
≪ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。≫									
ゆうちょ銀行									
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)	番号(右づめで記入)								
1 0 0									
フルガナ									

	フリガナ				口座名義人宛に振込通知書を郵送するため			
	口座名義						実に郵便物が届く住所を記入して下さい。	
座名		(〒	_)		都道	市区	
義	住所					府 県	町 村	

- (注1)交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。
- (注2)組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、広域協定の認定書の写しや登記事項証明書の写しを提出。 地域資源保全プランの策定に係る支援を受ける場合は、地域資源保全プランの写しを提出。 (提出は、事業計画の認定申請や実施状況報告時でも可。)

₩ 年度活動計画の作成

毎年度、農地維持・資源向上(共同)活動の実施に当たり、年度の活動計画を作成し、それに基づき活動を実施します。点検及び機能診断の実施後、作成して下さい。

(1)農地維持活動の年度活動計画



農地維持活動の年度活動計画の例、 様式-ア-1は28ページ参照

点検の結果に基づき、活動項目等毎に実施計画、予定時期、参加者、活動場所などを 定めた具体的な農地維持活動の年度活動計画を策定します。

(2)資源向上(共同)活動の年度活動計画



資源向上(共同)の年度活動計画の 例、様式-ア-2は29ページ参照

機能診断の結果に基づき、活動項目等毎に実施計画、予定時期、参加者、活動場所などを定めた具体的な資源向上(共同)活動の年度活動計画を策定します。

(3)農村環境保全活動の年度活動計画



農村環境保全活動の年度活動計画 の例、様式-イは30ページ参照

活動項目等毎に実施計画、予定時期、参加者などを定めた具体的な農村環境保全活動の年度活動計画を策定します。

(4)診断結果の記録管理



診断結果の記録管理の様式-ウは 31ページ参照

点検及び機能診断の結果に基づき、「診断結果の記録管理」を作成します。 この書類は、年度活動計画の基となりますので、必ず作成して下さい。 この記録が残っていない場合、機能診断が実施されていないものと判断されてしまう 場合があります。

【複数の集落等から構成される広域活動組織】の場合

複数の集落等から構成される広域活動組織については、活動計画を踏まえ、毎年度実施計画を作成し、各集落等における決定を経て、これを運営委員会に報告してください。

実施計画については、60、61ページを参照

<農地維持支払活動の年度活動計画>(例)

○ 年度

組織名:

様式-ア-1 ○○地域資源保全会

活動区分	No.	活動項目	活動		実施計画	備考
	140.	心到視日	/山别/只口 /山别		実施日	VIII 45
点検・計画策 定	,		農用地の遊休農地等の発生状況の把握		4月5日	
		点検 水路、農道、ためれ	水路、農道、ため池の施設の点検	0	4月5日	
	2	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	0	4月5日	

活動区分		NI	活動項目	活動		実施計画	備考
占判	E T	No.	冶助項目	/ 立 判		予定時期	1/HI - 1/5
	h der		事務・組織運営等に関する研	事務・組織運営等に関する研修	_	令和〇年度に実施済 み	
研	修	3	修、機械の安全使用に関する研 修	機械の安全使用に関する研修	0	9月	
		4	遊休農地発生防止のための保 全管理	遊休農地発生防止のための保全管理	0	点検の結果必要なし (必要に応じて実施)	
	農	5	**************************************	畦畔・農用地法面等の草刈り		6月、9月	
	用	°	畦畔・法面・防風林の草刈り	防風林の枝払い・下草の草刈り	0	(- -)	
	地		自跳字叶进桐馆の伊宁英理	鳥獣害防護柵の適正管理	2325	.020	
		6	鳥獣害防護柵等の保守管理	防風ネットの適正管理	-		
			Long a de los	水路の草刈り	_		
		7	水路の草刈り	ポンプ場、調整施設等の草刈り	0	6月、9月	
	8		dent a vert a d	水路の泥上げ			
	水	8	<u>水路の泥上げ</u>	ポンプ吸水槽等の泥上げ	0	2月	
	路			かんがい期前の注油	0	4月	
				ゲート類等の保守管理		点検の結果必要なし	
		9	水路付帯施設の保守管理	遮光施設の適正管理		(必要に応じて実施)	
ŧ				配水操作		4月	
5		10	農道の草刈り	路肩・法面等の草刈り	0	6月、9月	
	農道	11	農道側溝の泥上げ	側溝の泥上げ	_	- 1	
		12	路面の維持	路面の維持	-	2-0	
		13	ため池の草刈り	ため池の草刈り	-	=3-	
		14	ため池の泥上げ	ため池の泥上げ		-	
				かんがい期前の施設の清掃・防塵			
	た			管理道路の管理			
	め池			遮光施設の適正管理			
		15	ため池付帯施設の保守管理	ゲート類の保守管理	_		
				安全施設の設置			
				配水操作			
	共	16	用機を各味の分内	異常気象後の見回り		But to the second	
	通	16	異常気象時の対応	異常気象後の応急措置	0	異常気象発生後	

※ 下線部の活動は点検結果に基づき、必要となる取組

2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	No.	活動項目		実施計画	備考	
心判区刀		心到視日		予定時期	VIII 45	
地域資源	17	農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催		11月		
	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査		ø.		
めの	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査				
の適 推切 進な	20	地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・ 交流会の開催				
進な 活保 動全	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査				
金管理の	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会				
	23	その他(地域の実状に応じて対象組織が具体的に設定)				

<資源向上支払(共同)活動の年度活動計画>(例)

様式-ア-2

○ 年度

組織名:

〇〇地域資源保全会

活動区分	No.	活動項目	活動	170	実施計画	備考
心到区刀	INO.	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	/山野		実施日	加 石
	24	農用地の機能診断	施設の機能診断	0	4月5日	
	24	展用地の機能診断	診断結果の記録管理		4750	
機能診断	25	水路の機能診断	施設の機能診断	- 0	4月5日	
診	25	/八百つ/大利とおり口	診断結果の記録管理		4750	
断	26	農道の機能診断	施設の機能診断	- 0	4月5日	
5.5	20	長担の機能砂断	診断結果の記録管理	7 "		
画	27	ナル油の機能診断	施設の機能診断			
計画策定	21	ため池の機能診断	診断結果の記録管理	- FF	<i>™</i> .	
	28	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	0	4月5日	

江田	活動区分		江新 百日	XI EL		実施計画	備考
活勁	区方	No.	活動項目	活動		予定時期	1佣 考
				対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補 修に関する研修			
研	研修	29	機能診断・補修技術等に関する研修	老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更 新等に関する研修	0	令和〇年度に実施済 み	
				農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全 に資する新たな施設の設置等に関する研修		3	
				畦畔の再構築			
				農用地法面の部分補修		診断の結果必要なし	
	農			暗渠施設の清掃		(必要に応じて実施)	
	用	30	農用地の軽微な補修等	農用地の除れき	0		
	地			鳥獣害防護柵の補修・設置		_	
				防風ネットの補修・設置			
				きめ細やかな雑草対策		6月、9月	
				水路側壁のはらみ修正			
				目地詰め			
				表面劣化に対するコーティング等		診断の結果必要なし (必要に応じて実施)	
				不同沈下に対する対応			
				側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修	0		
			水路の軽微な補修等	水路に付着した藻等の除去			
	水路			水路法面の部分補修			
		2,		破損施設の補修		12月	
		31	小蛤の軽似な柵惨寺	きめ細やかな雑草対策		6月、9月	
				パイプラインの破損施設の補修			
				パイプ内の清掃		診断の結果必要なし (必要に応じて実施)	
実				給水栓ボックス基礎部の補強			
践活				破損施設の補修(附帯施設)			
動				給水栓に対する凍結防止対策			
				空気弁等への腐食防止剤の塗布等			
				遮光施設の補修等			
				路肩、法面の部分補修		NAMES TO STATE OF THE PARTY OF	
				軌道等の運搬施設の維持補修		診断の結果必要なし (必要に応じて実施)	
				破損施設の補修		(必安に心して大池)	
	農	1000		きめ細やかな雑草対策	58	6月、9月	
	道	32	農道の軽微な補修等	側溝の目地詰め	0		
	~~~			側溝の不同沈下への対応		=	
				側溝の裏込材の充填			
				破損施設の補修(附帯施設)		診断の結果必要なし (必要に応じて実施)	
				遮水シートの補修		12/ 5/1-70-0 5/5/10/	
				コンクリート構造物の目地詰め			
				コンクリート構造物の表面劣化への対応			
	た		+ 14 14 O \$7 60 + 1 4 40 AA	堤体侵食の補修			
	め池	33	ため池の軽微な補修等	破損施設の補修	_	_	
	,-			きめ細やかな雑草対策			
				破損施設の補修(附帯施設)			
				遮光施設の補修等			

#### <農村環境保全活動の年度活動計画>(例)

様式ーイ

○ 年度
組織名:
○○地域資源保全会

	活動区分		活動項目	活動		実施計画	備考
	テーマ	No	石劉項日	/白期		実施日	加力
	生態系保全	34	生物多様性保全計画の策定	生物多様性保全計画の策定	0	4月5日	
	水質保全	35	水質保全計画、	水質保全計画の策定			
計	<b>小具体主</b>	35	農地保全計画の策定	農地の保全に係る計画の策定			
画策	景観形成· 生活環境保全	36	景観形成計画・ 生活環境保全計画の策定	景観形成・生活環境保全計画の策定	0	4月5日	
定	水田貯留機能増進・ 地下水かん養	37	水田貯留機能増進計画・	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定			
			地下水かん養活動計画の策定	地下水かん養に係る地域計画の策定			
	資源循環	38	資源循環計画の策定	資源循環に係る地域計画の策定			

	活動区分		江縣市口	活動		実施計画	備考
	テーマ	No	活動項目	活動		予定時期	1佣-芳
		39	生物の生息状況の把握	生物の生息状況の把握	0	11月	
		40	外来種の駆除	外来種の駆除			
				生物多様性保全に配慮した施設の適正管理			
	生態系保全			水田を活用した生息環境の提供			
		41	その他(生態系保全)	生物の生活史を考慮した適正管理			
				放流・植栽を通じた在来生物の育成	1 [		
				希少種の監視	1 [		
		42	水質モニタリングの実施・記録管理	水質モニタリングの実施・記録管理			
				排水路沿いの林地帯等の適正管理			
		43	畑からの土壌流出対策	沈砂池の適正管理			
				土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理			
_	水質保全	44		水質保全を考慮した施設の適正管理			
実践			その他(水質保全)	水田からの排水(濁水)管理	1 [		
活動				循環かんがいの実施			
				非かんがい期における通水			
				管理作業の省力化による水資源の保全			
		45	植栽等の景観形成活動	景観形成のための施設への植栽等			
		45		農用地等を活用した景観形成活動			
	景観形成·生活環境保全	46	施設等の定期的な巡回点検・清掃	施設等の定期的な巡回点検・清掃	0	10月	
	京戰形成"王冶垛况休王	47	その他(景観形成・生活環境保全)	農業用水の地域用水としての利用・管理			
				伝統的施設や農法の保全・実施			
				農用地から風塵の防止活動			
	-0.0 100 200 200 200 200 200 200 200 200 20	48	水田の貯留機能向上活動	水田の貯留機能向上活動			
	水田貯留機能増進・地下水かん養	49	水田の地下水かん養機能向上活	水田の地下水かん養機能向上活動			
	5 16 88	49	動、水源かん養林の保全	水源かん養林の保全			
	資源循環	50	地域資源の活用・資源循環活動	地域資源の活用・資源循環のための活動			
				広報活動		11月	
				啓発活動			
	啓発・普及	51	啓発・普及活動	地域住民等との交流活動	] 。[		
	古九 百八	31	合元 自及点别	学校教育等との連携			
				行政機関等との連携			
				地域内の規制等の取り決め	] [		

3.多面的機能の増進を図る活動

エション		活動項目		実施計画	備考
活動区分	No			予定時期	加持
3	52	遊休農地の有効活用		~	
多 面 的	53	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	į į		
機能	54	地域住民による直営施工		*;}	
能の	55	防災・減災力の強化			8
增	56	農村環境保全活動の幅広い展開 (活動項目:施設等の定期的な巡回点検・清掃)	0	11月	
進を	57	やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
区	58	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
の増進を図る活動	59	県、市町村が特に認める活動			
動	60	広報活動・農的関係人口の拡大	0	12月	

様式ーウ

#### <診断結果の記録管理【例】>(青字は記入例)

## 記入に当たって

#### 様式ーウ

- 〈診断結果の記録管理〉 組織名: 00地域資源保全会 施設区分: 農用地 機能診断 実施時期 (年月日) 実施時期 診断結果 診断担当者 修復区間等 作業内容 RO.4.10 遊休農地 对象農用地 RO.5.31 草刈り等を実施 OAD 上記以外の活動は、 RO.4.10 診断結果必要なし (必要に応じて実施) OAD
- □点検及び機能診断実施後、施 設毎に診断結果を整理します。
- □機能診断欄に実施日、診断結果、診断担当者を記入します。
- □修復履歴欄は実施状況に応じて記入します。

〇点検・機能診断を実施した図面も整理保管ください。

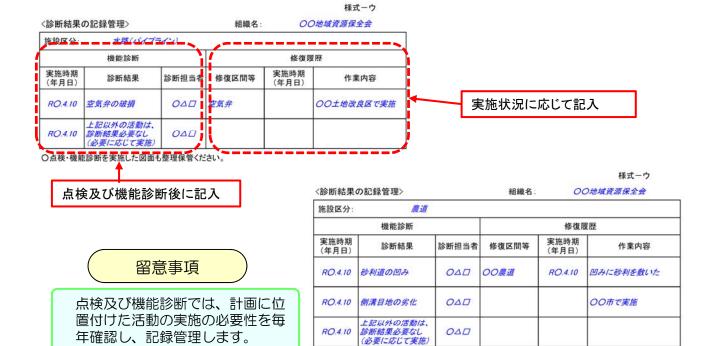
診断の結果必要がなかっ た場合も記入します。

後日、他の場所が見つかった場合は適宜追加します。

(活動計画書参照)

《診断結果	の記録管理>		組織名	: 00	O地域資源保全会
施設区分:	水路(開水)	路)			
	機能診断			修復用	夏歴
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復区間等	実施時期 (年月日)	作業内容
RO.4.10	目地の劣化	ОДП	00水路		長寿命化活動で実施予定
RO.4.10	法面パネルの外れ	ОДП	00水路	RO.11.24	パネルの補修
RO.4.10	水路底張りの穴	ОДП	00水路	RO.12.21役 員による実 施確認	業者委託により補修を実 施
RO.4.10	水路安全柵の破損	ОДП	00水路		翌年度以降実施予定
RO.4.10	上記以外の活動は、 診断結果必要なし (必要に応じて実施)	ОДП			

○点検・機能診断を実施した図面も整理保管ください。



○点検・機能診断を実施した図面も整理保管ください。

# ☑ 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

# 1. 活動記録

#### (1)活動記録について

- ・ 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、そ の改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- ・ また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- ・ これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動(活動の準備等を含む)を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

#### (2)活動記録の作成に当たって(様式第1-6号の記載方法)

○ 「活動項目番号」「活動内容」欄の記載方法 62~65ページの活動項目番号表から、その活動に該当する活動項目番号を選 んで記入します。これにより、エクセル形式の活動記録では、活動項目番号を入れ ると自動的に「活動内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の活動項目番号表から、その活動にあてはまる「活動項目番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、活動項目番号表の記述をもとに記入します。(記述は簡単にしてもOK。)

なお、活動項目番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の 各項目の記入を省略することも可能です。

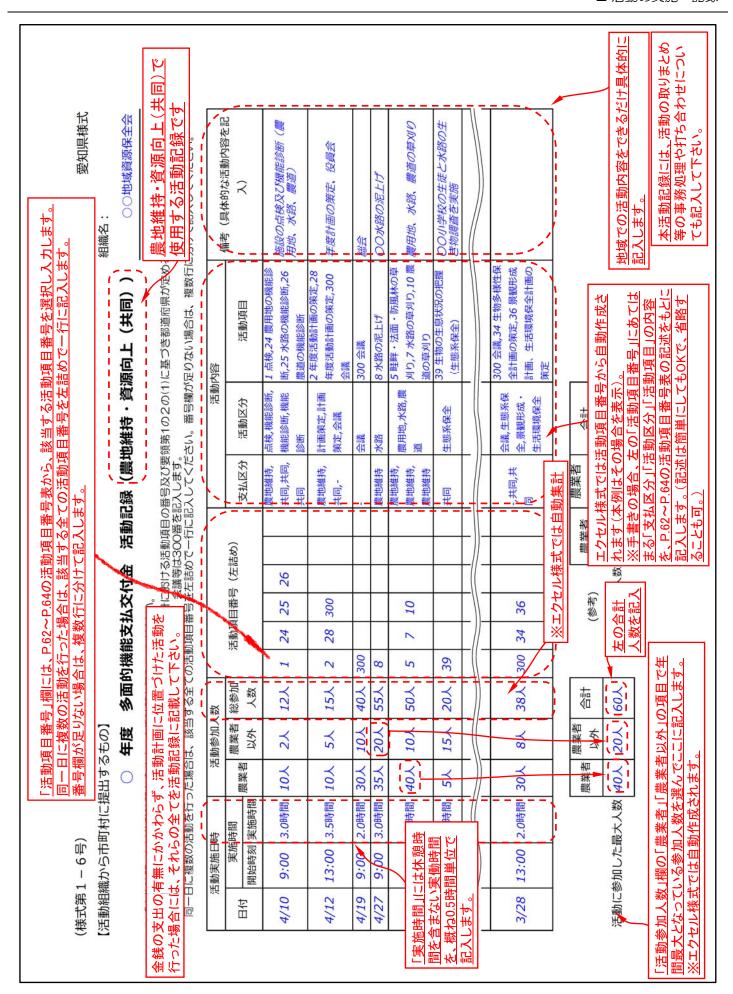
〇 「備考」欄の記載方法

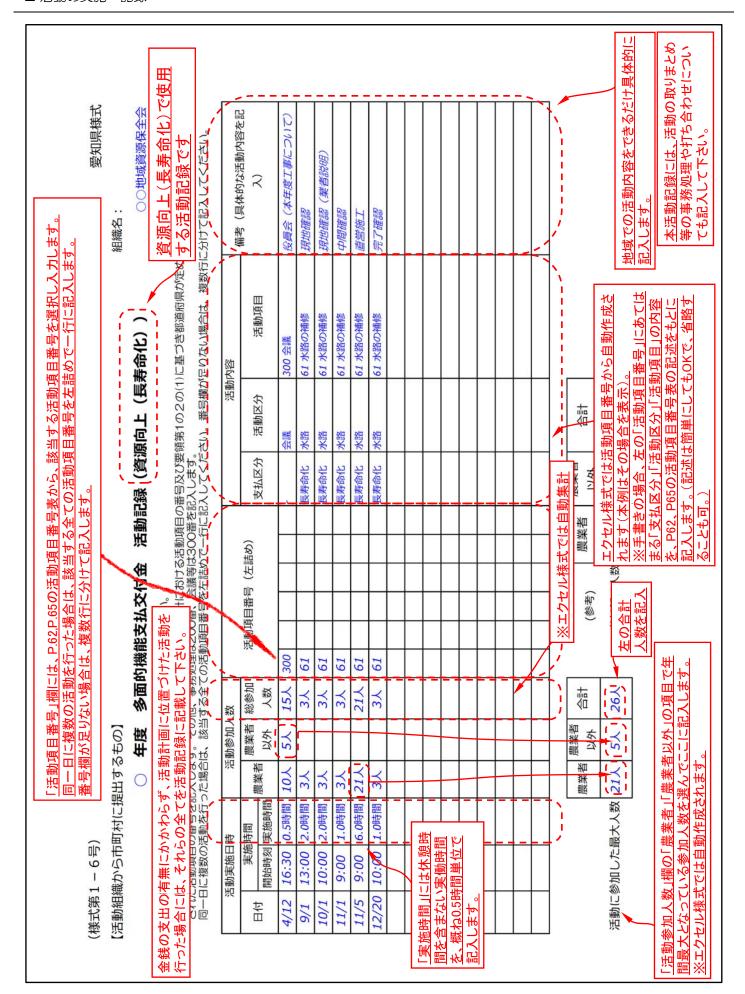
備考欄には、地域での活動内容を「何を、どのようにして、どれだけ行ったか」 具体的に記入します。(年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。)

「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。





# 2. 金銭出納簿

#### (1)金銭出納簿について

- ・ 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- ・ 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは 非常に重要です。
- ・ 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の 使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

#### (2)金銭出納簿の作成に当たって(様式第1-7号の記載方法)

- ・ 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- ・ 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった順に整理して下さい。 収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- ・ 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- ・ 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の 翌年度から起算して5年間保管する必要があります。
- ・ 保管すべき書類のうち、電磁的記録により保管可能なものは、電磁的記録による ことができます。その際、不鮮明なデータとならず、バックアップを作成し、デー タの改ざん防止措置を行うことを推奨します。

## 経理区分の整理、長寿命化への活用について

- ・ 様式の「区分」欄に「1」のみ(維持・共同)を入れる金銭出納簿と「2」のみ (長寿命化)を入れる金銭出納簿の2つに分けて管理します。
- ・ 農地維持・資源向上(共同)の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化 への活用」欄にOを記入することで整理することとしました。
- ・ なお、資源向上支払交付金(長寿命化)を農地維持活動や資源向上活動(共同) の活動費等に充当することはできません。

# 収入・支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	収入·支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上 支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代、借地料など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

#### 支出に当たっての留意点

#### 〇日当

・ 日当の単価は、以下に示すとおり、地域で一般的に適用されている類似作業の 労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周 知して下さい。

#### 参考

- ・愛知県の最低賃金 986円/時 出典:厚生労働省愛知労働局 令和4年10月1日
- ・農業臨時雇賃金の全国平均 一般軽作業 949円/時

出典:農作業料金・農業労賃に関する調査結果 一 令和3年 一

一般社団法人 全国農業会議所一令和4年9月一

#### 〇 購入・リース費

- ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・ リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

# 〇 外注費

- ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、 活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される 場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の 高い予算執行に努めて下さい。(見積もり業者数については、市町村に問い合わせ てください。

# 〇 その他

・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

# 支出費目

# 交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動に かかる経費	・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関 連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
1 /	他事業の地元負担へ の充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
	管理者が決まっている 施設の維持管理に要す る経費	・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと
6	自ら実施する必要があ るものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

[※] 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の 対象です。

#### 注意するべき不適切な実施例

# [財産管理台帳の記載・作成漏れ] ・・・・P.49参照

- ・更新等を行った施設(水路・農道等)、取得した機械(草刈機等)や器具(パソコン、 プリンター、カメラ等)の財産管理台帳への記載漏れ
- ・活動において管理すべき財産を取得している場合における財産管理台帳の作成漏れ
- ※上記に該当する場合、早急に該当する施設等の財産管理台帳への記載等を行うよう、 今後対応を改善する必要があります。

# [本交付金の活動以外又は活動以外にも使用しているものへの支出]

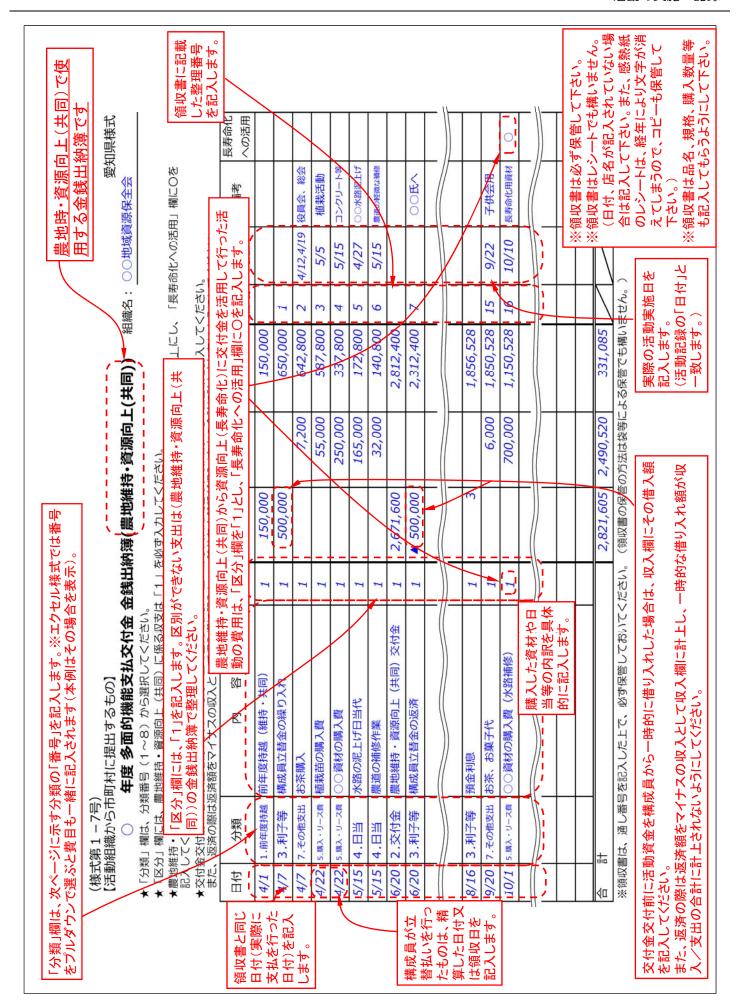
- ・本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
- ・本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- ・活動組織設立以前の活動へ支出している。
- ※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて定められた管理者が管理する施設のうち、慣行として地域で管理すべき水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、農地維持活動及び共同活動の対象とすることができる場合があります。

# [領収書等の書類がない支出]

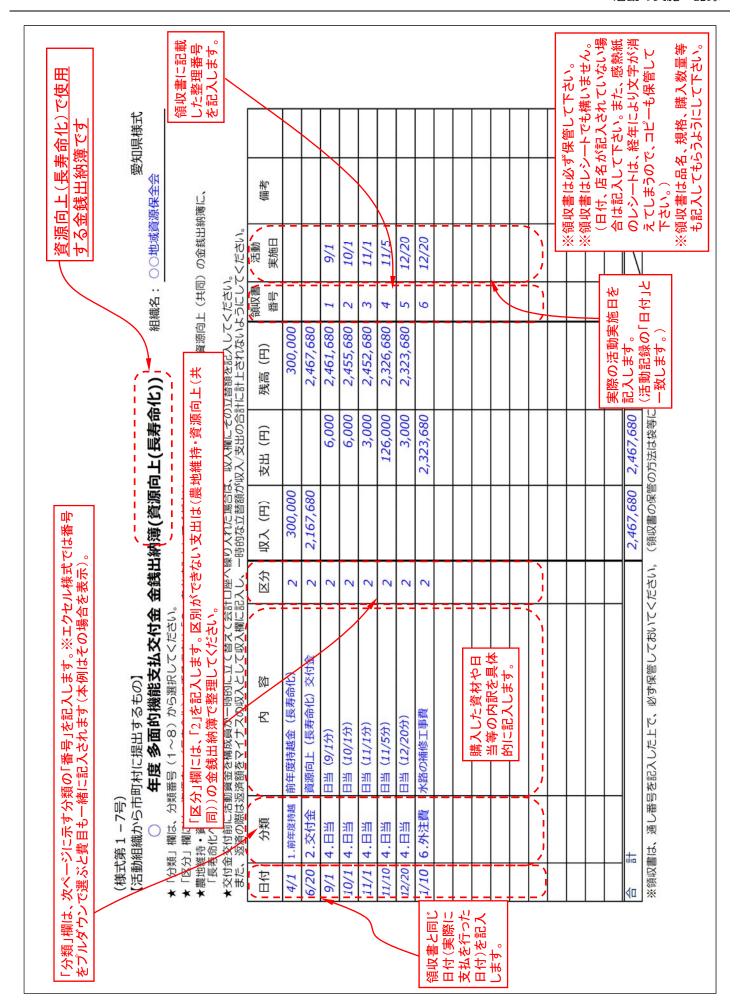
- ・自動販売機での購入等、領収書(レシート)を確認出来ない物へ支出している。
- ・領収書等が紛失している等により支払いが確認出来ない物へ支出している。
- ・購入品の内容が領収書等で確認出来ない物へ支出している。
- ※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります

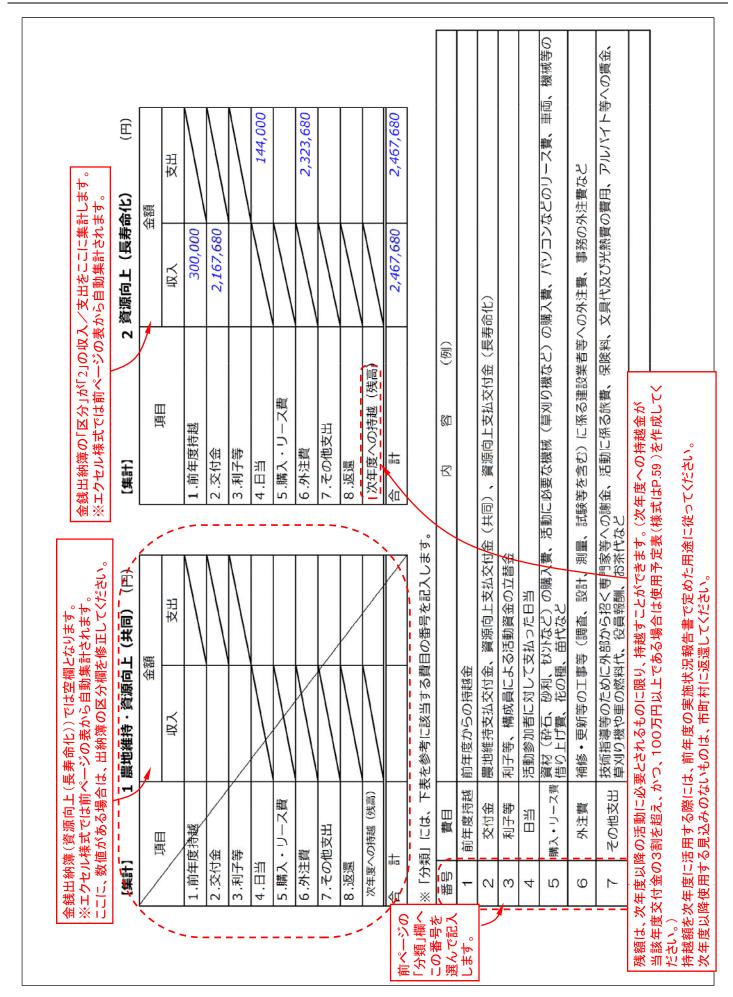
# [作業委託(外注)等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が 3者未満]

- ・外注等(機械リース、機械の購入、事務委託、作業(工事)委託)の際に見積徴収を実施 していない。
- ・外注等の際の見積徴収について、原則として3者以上に実施していない。
- ※上記に該当する場合、原則として3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を改善する 必要があります。(見積業者数に関しては市町村等の基準を参考にしてください。)



[集]	金銭出納簿の「区分」が「1」の収入/支出をここに集計しま ※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。	支出をここに集計します。 ら自動集計されます。	金銭出納簿(農地維持・資源向上(共同))では空欄となります	金銭出納簿(農地維持・資源向上(共同))では空欄となります。 ※エクセル様式では前ページの表から自動集計されます。 ・コニ 教値がある場合は「出納簿の区分櫃を修正」アイださい。	であるのである。なれます。
	農地維持・資源向上	<b>L (共同)</b> (円)	<b>(集計)</b>	-2- 資源向上 (長寿命化)-	
	金額	頂	II P	金額	
	拟入	英出	T N	拟入	文出
1.前年度持越	150,000		1.前年度持越	\	
2.交付金	2,671,600		2.交付金		
3.利子等	5		3.利子等		
年.日温		000'269	4.日当		
5.購入・リース費		1,355,000	5.購入・リース費	X	
6.外注費		276,320	6.外注費	X	
7.その他支出		162,200	7.その他支出		
8.返還			8.返還		
次年度への持越 (残高)		331,085	次年度への持越(残高)		
前ページの合計	2,821,605	2,821,605	## <b>*</b>		X
※「分類」には、	下表を参考に該当する費目の番号を	記入します			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
この角ちと 番号 書目 書目			内 容 (例)		
1 前年度持越	前年度からの持越金				
2 交付金 農地	農地維持支払交付金、	資源向上支払交付金	(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)	命化)	
3 和子等 和子	利子等、構成員による活動資金	る活動資金の立替金			
日 日 活	活動参加者に対して支払った日	៕	=======================================		
5 購入・リース費   情人	資材(砕石、砂利、を 借り上げ費、花の種、	Xyhなど) br購入費、 苗代など	活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、	購入費、パソコンなどの	リリース費、車両、機械等の
6 外注費補修	補修・更新等の工事等(調査、	等(調査、設計、測量、	、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、	の外注費、事務の外注費など	ばだ
7 その他支出 替派	技術指導等のために外部から招 草刈り機や車の燃料代、役員報	外部から招く 専門家等への謝金、 代、役員報酬、お茶代など	活動に係る旅費、保険料、	文具代及び光熱費の費用、	1、アルバイト等への賃金、
次年度以降の活動に必事 5交付金の3割を超え、か	されるものに限り、 、100万円以上で	、持越すことができます ある場合は使用予定表	-。(次年度への持越金が そ(様式はP.58)を作成してく		
ださい。) 持越額を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従ってください。 地ケモい降生田ナフロンチのイン・サのは、十四十十一に当1 アイバオン	前年度の実施状況のより	R報告書で定めた用途  ===  テイギュル	に従ってください。		





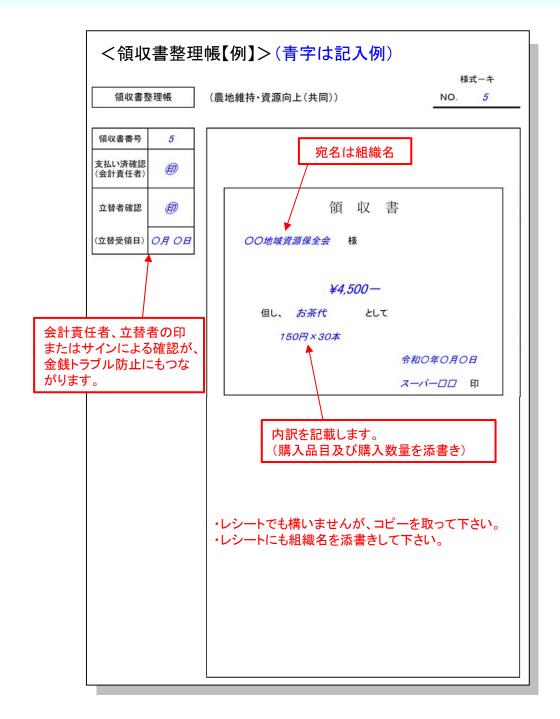
# 【領収書整理帳で整理方法】

領収書は必ず保管してください。

- ※領収書はレシートでも構いません。(日付、店名が記載されていない場合は、記載してください。また、感熱紙のレシートは、経年劣化により文字が消えることがありますので、コピーも保管してください。)
- ※領収書は宛名、品名、規格、購入数量も記載してもらうようにしてください。

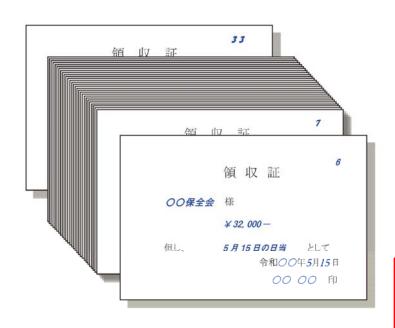
#### 留意事項

□交付金を支出した場合、金銭出納簿に記録するだけでなく、領収書等を整理し、保管します。 保管する領収書は以下のように整理します。



## 【活動組織が直接個人に日当を支払う場合の領収書の整理方法】

# ■方法1:一人ずつ領収書を受け取る方法(青字は記入例)



## 記入に当たって

- □日当を支払った全員から領収 書を受け取り、それらを整理、 保管します。
- □金銭出納簿と領収書の支出金 額及び領収書の通し番号等が 違わないよう整理します。

番号を記載し、金銭出納簿の「領収書番号」に転記します。

この例では、P.39の金銭出納簿5/15の 日当における「領収書番号」と整合します

■方法2:活動参加者名簿を活用した方法(青字は記人例)



## 記入に当たって

- 口「氏名」には、日当を支払った全員の名前を記入します。氏名欄に団体名のみの 記入は行えません。
- □「備考」には、支払った金額を記入します。
- 口「確認」には、日当を受領した確認として、受領した本人より受領印またはサインをもらいます。

#### 留意事項

□活動組織が直接個人に日当を支払った場合は、必ず上記の様に整理する必要があります。

# 【活動組織内の構成員である団体に対する費用(対価)の支払い方法】

#### 記入に当たって

- 口活動計画に基づく活動に要する費用を、構成員である団体に支払う場合、以下 の事項を全て満たせば、活動組織は各個人からではなく、団体からの領収書で 整理する事ができます。
  - 1.活動組織から団体への費用の支払いが、個別の活動ごと(活動日ごと)の支払いであること。(例えば、年間の活動をまとめた費用を一括で団体へ支払うことは出来ません。)
  - 2.活動組織が団体の行う活動の詳細資料(支払明細、領収書、参加者、活動記録など)を整理・保管できること。

# ■必要となる書類一式(青字は記入例)

#### <①領収書【例】>



<③購入品の領収書> 団体が購入した材料等の領収書また はレシートについても、活動組織が適 切に保管管理しておいてください。

#### 【例】

左記支出明細書では、草刈りカマ及び 軍手購入の領収書。

#### <②支出明細資料【例】>



<④日当の支払い領収書> 前のページに示す、方法1もしくは方法 2により参加者からの領収を、団体の 長は参加者から受取り、活動組織に 提出してください。

#### 留意事項

- □団体へ活動の費用を支払う場合、上記①から④が全て必要です。
- 口金銭出納簿へは②支出明細より支出費目を分けて記載してください。

# 3. その他必要な書類

以下に示す書類は、活動組織において、活動の実施状況報告書に関する書類を作成する際や、組織の運営管理に必要であると考えられる場合、適宜作成し保管してください。

# ■活動参加者名簿



# 記入に当たって

- 口活動への参加者についての 記録を取りまとめる書類で す。
- 口活動記録の活動参加人数の 記入に際し、活用します。
- 口あらかじめ「氏名」に構成 員の名前を記載し、活動に 参加した者を「確認」欄に
- 「✔」を記入することで、活動の実施日ごとに氏名を記入する手間を省くことができます。
- □下の表は、一覧表で整理する場合の例です。

	実施日	3	O月	ОВ	O月	ОВ	ОЯ	ОВ	O月	ОВ				
	活動時	間	9:00	11:00	10:00	12:00	14:00	16:00	9:00	11:00				
	対象施	設	農用地 農道 その他	水路ため池	農用地 農道 その他	水路ため池	農用地 農道 その他	水路ため池	農用地 農道 その他	水路ため池	農用地 農道 その他	水路ため池	農用地 農道 その他	水路ため流
	活動内	容	草刈 (草刈		泥」	±1 <b>f</b>	農用地(種目		⊐ೆ≗	拾い				
氏	名	区分	参加	0者	参加	口者	参加	0者	参加	叩者	参加	0者	参加	口者
•	••	農業者	(	)	(	)	(		(	0				
	••	農業者	C	)	(	)	(	)	(	)				
•	••	農業者			(	)	(		(	0				
•	••	農業者	C	)	C	)	(	)	(	ס				
•	••	非農業者					(	)	(	0				
•	•	農業者	C	)	(	)	C	)	(	0				
	••	非農業者					(		(	0				
		非農業者	ĺ				(	)	(	0				
•	••	非農業者					C	)	(	ס				
•	••	農業者			(	)	(		(	0				
•	••	農業者			(	)	(		(	)				
•	•	農業者			(	)	(	)	(	0				
•	•	農業者			(	)	(	)	(	)				
••	••	農業者			(	)	C	)	(	)	8			
	計		5		10	)	14	1	1	4				

# ■事務日報(青字は記入例)

事務日報	(農地維持・資源向上	(共同))				様式ーサ
	•					
実施日	時間		人数	事務内容 (事務内容、参加者の概要等を具体的に記載する。)	記録者	支出金の有無
<b>命和〇年〇月〇日</b>	13時~14時	1時間	1	金銭出納簿の整理	0000	☑有 □無
令和0年0月0日	19時~21時	2時間	1	作業日報の整理	0000	□有 ☑無
<b>佘和〇年〇月〇日</b>	<i>〇時~〇時</i>	<b>の時間</b>	1	金銭出納簿、領収書の整理	0000	☑有 □無
•••	•••		•••	***		
				•••		
				•••		
•••	•••		•••	•••		
•••	•••		•••	***		
令和0年0月0日	○時~○時	<b>○時間</b>	1	金銭出納簿、領収書の整理	0000	☑有 □無
				事務日当をまとめて支払う場	合の記入	列です。
				<b>F</b>		
	合計	27時間	@1,000	27時間×@1,000=27,000円	0000	<b>@</b>

# 記入に当たって

- □会議や金銭出納簿、活動記録の整理等の事務的な作業の記録を取りまと めます。
- ロアルバイトを雇用した場合等の作業記録の整理に利用できます。
- □事務日当をまとめて支払う場合は、合計金額を表示し、日当を受領した 確認として本人より受領印またはサインをもらいます。
- 口この様式ーサは任意とし、必要に応じて作成して下さい。

# ■活動関係資料

農村環境保全活動の「啓発・普及」の広報活動のために作成した「広報誌、パンフレット」などは、実施状況報告書の添付書類とすることができますので、保管しておいてください。

# 3. 財産管理台帳

# (1)財産の取扱いについて

- ・ 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設(財産)及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- ・ また、土地改良区等(市町村を除く)の施設において更新等を行い、活動組織が 財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。 (必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受 けて下さい。)
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

## (2)財産管理台帳の整備

- ・ 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
- ・ また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係 補助金等交付規則別表(第5条関係)に挙げるものについても、同様に財産管理台 帳に整理が必要です。
- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳(様式第1-10号)の様式については、処分制限期間欄及び処分 の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料など については台帳で整理する必要はありません。

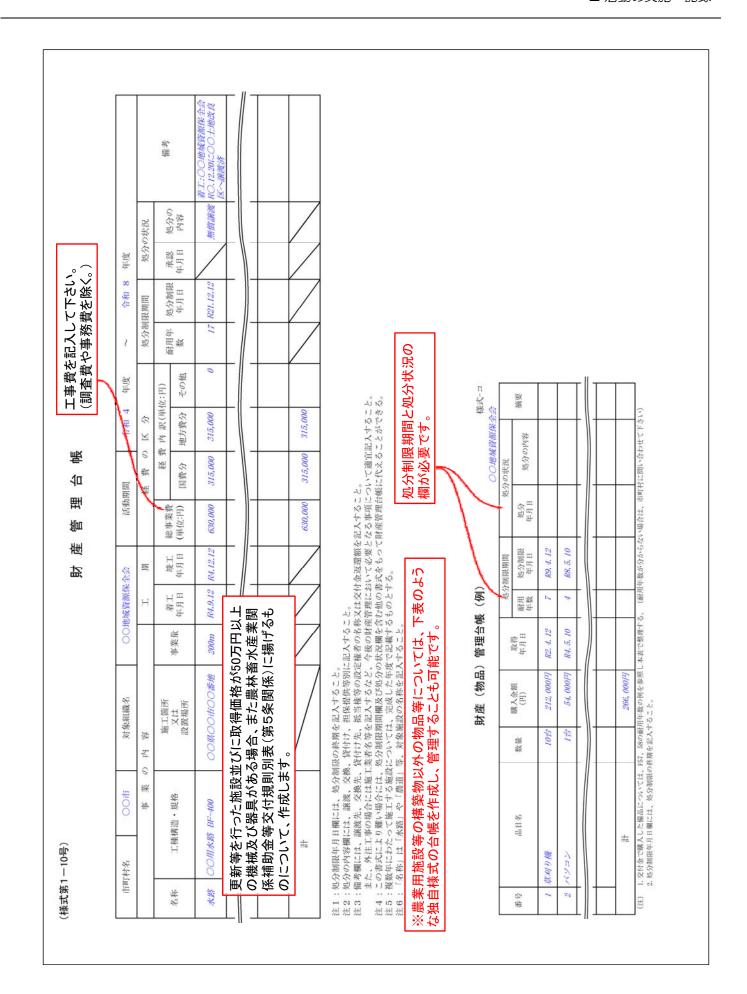
# 財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、<u>交付金の目的に反</u>した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、50、51ページの財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、地方農政局長 等の承認が必要となります。

(施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、地方農政局長等への承認申請不要です。)



# 財産の耐用年数について

# ○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例 (農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
構築物		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のため		
のもの その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、 農道側溝の蓋(コンクリートニ次製 品)	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣 害防護柵(電気柵)	14
主として木造のもの	水田魚道、柵	5
その他のもの	遮水シート(ため池堤体)	8
緑化施設及び庭園		
その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものを除く。)	防風林	20
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
	鋳鉄管(水路)	30
鋼鉄製のもの	鋼管(水路)	15
合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管(水路)	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
工具		
治具及び取付工具	レンチ	3
切削工具	ディスクグラインダー、のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの	タガネ、ハンマー	8
その他のもの	スコップ(柄が木製)	4

具体例として記載がない施設や物品等については、 市町村の担当窓口へお問合せください。

			T.100 65 W.5
	財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
器具及	び備品		(+)
	● では、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に揚げるものを除る)		
<.			
	事務机、事務いす及びキャビネット		
	主として金属製のもの	机、椅子	15
	その他のもの	机、椅子	8
	その他の家具		
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	プロジェクター、スクリーン、マイク (ハンドマイクを含む)、アンプ、ス ピーカー	5
事剂	多機器及び通信機器		
	電子計算機		
	パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	パソコン	4
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	プリンター	5
	十、試験機器及び測定器		_
	度量衡器	はかり	5
	学機器及び写真制作機器		
	カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡	カメラ、ドローン	5
看机	反及び広告機器		
	看板	啓発用看板	3
	その他のもの		
l	その他のもの	のぼり	5
容計	器及び金庫		
	ドラムかん、コンテナーその他の容器		2
	その他のもの	プラスチックコンテナー、プランター	2
2414	金庫	金庫	20
前排	号のもの以外のもの   マッパッチの		
	その他のもの	마 # >	
1616.1-2-77	その他のもの	防草シート、防風ネット	5
機械及	<b>び</b> 装直	   草刈機、モア(草刈りアタッチメン	
農業	業用設備	学 A 機 、	7
ソフト			
その	り他のもの	事務支援ソフト、書籍	5

## 財産管理台帳で整理する必要がないものの例

- ○耐用年数1年未満の消耗品類
  - ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、 ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
  - ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、 タッパ、種子、花苗等の軽微な物品
  - (使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの)
- 〇機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品
- ○セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使 われる材料

# ☑ 活動の報告

活動組織は、毎年度、活動計画に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告します。

# (1)実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→53ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

複数集落から構成される活動組織については、必要に応じて「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び活動組織による活動報告確認票」を集落毎に取りまとめて下さい。

→60ページを参照(別記1-5様式第1号)

# (2)実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- ・ 活動記録 →33,34ページを参照(様式第1-6号) ※ただし、農地維持活動のみ実施する活動組織は提出不要。
- ・ 金銭出納簿 →39~42ページを参照(様式第1-7号)
- ・その他必要な書類(総会議事録、点検記録簿、研修資料等)

→提出資料は、市町村にお問い合わせ下さい。

# (3)実施状況のとりまとめ確認

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

# (4)次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、 次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の 増進を図る活動に取り組む活動組織は、活動開始から4年目に、これらの活動の実施状況や効 果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。(自己評価の詳 細については市町村にお問合せ下さい。)

活動組織

市町村

**活動組織** 

# 実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と 市町村が行う実施状況の確認の区分

# 〇 市町村へ提出する書類

#### 作成 保管 書類名 提出 様式第1-8号 0 0 0 実施状況報告書 活動記録 ※2 様式第1-6号 0 0 0 様式第1-7号 0 O 0 金銭出納簿 💢 3 様式第1-10<del>号</del> 財産管理台帳 0 O $\times 1$ 領収書 0 O X1 総会資料 0 0 **X**1 0 0 総会議事録 **X**1 通帳 0 0 X1 活動写真 **X**1 **X**1 **X1** 作業日報

# 〇 実施状況の確認内容

	実施状況の	D確認内容
	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	0	0
資源向上支払交付金(共同)	0	必要に応じて 実施
資源向上支払交付金(長寿命化)	0	活動期間中に 1回以上実施

- ※1 市町村から提出を求められた場合は、提出が必要です。
- ※2 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び対象施設の 保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要(ただし、作成は必要。)です。
- ※3 法人化した組織においては、金銭出納簿の市町村への提出は不要です。

#### 持越金について

- ・ 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- ・ 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年 度以降に必要な費用のみとします。
- ・ 持越金については具体的な使用計画(取組内容ごとの使用時期と金額)などの資料を別途 整理しておくことが必要です。
- ・ 持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用予定表を 作成してください。

(様式第1-8号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

実施状況報告書のかがみ文です。別添の報告書を添付して市町村へ提出してください。

農林水産省様式

**〇年〇月〇日** 

〇〇市 長 殿

○○地域資源保全会 多面 太郎

○年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

<u>・「収支実績」については、エクセル様式で</u> は金銭出納簿の集計表をもとに自動作成さ れます。 ・手書きの場合は、金銭出納簿の集計欄か ら当該年度の交付金の収入、支出実績を 記入します。 (別添) 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 組織名称 ○○地域資源保全会 <○年度 収支実績 〇年〇月〇日現在> 項 目 金額 ・金銭出納簿の「農地維持・資源向 上(共同)」の集計欄から転記します 前年度からの持越金 1. 150,000円 (農地維持・資源向上(共同)) 前年度からの持越金 金銭出納簿の「資源向上(長寿命) 収 2. 300,000円 化)」の集計欄の1と2から転記しま (資源向上(長寿命化)) 入 <u>す。</u> 3. 農地維持・資源向上(共同)交付金 2,671,600円 0 部 ・ 金銭出納簿の「農地維持・資源向 2,167,680円 4. 資源向上(長寿命化)交付金 <u>上(共同)」と「資源向上(長寿命</u> 化)」両方の「3.利子等」の金額を合 5. 利子等 5円 計して記入します。 合 計 5,289,285円 項 備考 金額 支出総額 1. 2,490,520円 (農地維持・資源向上(共同)) ・金銭出納簿の「農地維持・資源向上 (共同)」の集計欄の4~7及び8から転 日当 697,000円 <u>記します。</u> 購入・リース費 1,355,000円 外注費 276,320円 その他 162,200円 支出総額(資源向上(長寿命化)) 2,467,680円 支 ·金銭出納簿の「資源向上(長寿命 出 日当 144 000円 化)」の集計欄の4~7から転記します。 0 購入・リース費 部 持越金がある場合は、備考欄に その使用予定を具体的に記入してください 2,323,680円 外注費 なお、持越金が当該年度交付金の3割を 超え、かつ、100万円以上である場合は その他 使用予定表を作成してください。 返還 次年度の直営施工による農道の 次年度への持越金 331,085円 0-0の補修の積み立て(0年 4. (農地維持・資源向上(共同)) 度10月実施予定、直営施工) 次年度への持越金 5. (資源向上(長寿命化)) ・金銭出納簿の「農地維持・資源向上(共同)」と「資源向上(長寿命化)両方の「8.返還」の金額を合計 <u>して記入します。</u>

						[]		 楣							_ /_	]±/)U	J+IX L
1. 絲	又会紀	ては運営	委員	全	会の実施時期	当	該年度	の活動					総会や運営	<u>委員</u>			
下言2.0	カとま	30 総	수모ば	電	営委員会を開催し構成			た日を記				, \ <u>,</u>					
1 800		崔日		. ~ _	○年○月○日	~	7	210 00	100	90							
<u>                                    </u>	17131	ΕП.		_	0+0/,01			「実施」	 I欄								
2.組	織の	広域化	・体	制	強化の状況			<u>•実施</u>	<u></u>		<u>协項目</u>	<u>IC[0].</u>	実施できな	かっ	た項目	<u>は「:</u>	<u>× 」を</u>
下記	こあて	はまるは	易合は	tO	を記入してください。	_			クセ	ル			生除き、活動				<u>動作</u>
Π	<b>达域活</b>	動組織		特	持定非営利活動法人								<u> 目は「-」を</u>  交付を受け				51 <i>t</i> -
	Γ=1 <del></del>	. 188									します		X11EX17	<i>)</i> 10	/11 3/J C		<u> </u>
	「 <u>計</u> 画 •活動		立置つ	ゔゖ	られた取組に「〇」、そ	<u>-</u> h	<u>以外</u>										
Γ≣†	<mark>は「−</mark> ※ ⊤	<u>」を記入</u>			一部を除き、活動計画	i 聿:	をもし	計画外の	の活動	助項	<u> </u>	工	こう オス				
「実	<u>に</u>	自動作成				4 🗏		を満たt には「-			<u>. [∄</u>		こ「〇」を記え				
「備る	き」欄				「〇」を記入した場合		具体的	な活動の	内容や	()石	<u>な耶</u>   ・「ヨ		<del>や研修実施</del> こ「×」を記♪				
				に	:「×」を記入した場合	合は	要件を	満たせた	まか.	った			を記入しま		· 3) [ 10	3. ( )	-> 10</td
		推持支払 	-	- / 1		<b>.</b>	- 10 ^						ſ				
農地科			金の交	थ्य	を受けずに活動を実施		に場合	で記入し		٦		<u> </u>				-	
	活動	区分			活動項目	1			計画	画	実施		備考	i			
			1		点検				C	)	0						
		点検・ †画策定		81 -					一百	开作	は、	舌動を開	始後の早し		で実施	しま	す。
	_	一回來足	2		年度活動計画の策定				C	)	O	4/19	総会で議ジ	ŧ			
		TT 1.67	3	:	事務・組織運営等に	関す	る研修	ί,		j		実施日	事務研修の	1/20	実施		
116		研修			機械の安全使用に関	する	研修		С	)	O	9/20	機械研修戶				
地域				2 5	NATIONAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PARTY AND		- /5 ^	rr rm									
資		農	4		遊休農地発生防止の	こめ	の保全	管埋	C	)	0	遊休	農地解消面	積		5 a	
源			 '呆全管	理	型区域内に既遊休農地 関区域内に既遊休農地	がか	なく、か	 つ、 点検	 の 約	非		木農地発	生防止のだ	 -めの	保		
の		1	全管理	EO,	)活動を実施する必要 ます。											$\vdash$	
基礎			ᄯᇟᄉ	. U	<u> </u>					点	乗の結果		化のおそれの	ある農		$\dashv$	
的			4 遊	休島	農地発生防止のための保全	管理		0	×	地力	が無かっ	たため未	実施				
な	実践										遊休	農地解消	面積		a	$\vdash$	
保全	活		1	n	農道の草刈り						0					-	
土活	動	農	1	_	農道側溝の泥上げ							上やの	kte ee	<i>t</i> =1		_	
動		道	-	275							4		結果、異常			-	
		-	_	2	路面の維持	_				,			結果、異常	olies e rose	_	$\overline{}$	
		た	1		ため池の草刈り								<u> </u>			$\mathcal{A}$	
		め池	_	4						4					<u> </u>	$\dashv$	
		2000	1	5	ため池附帯施設の保	守管	管理		-	4	را — با					Щ	
		共通	1	6	異常気象時の対応				С	)	×	異常気	象発生せず	1			
								Γş	上施. * = □	」欄	×	」を記入	した場合は	、未3	足施とな	<b>ょった</b>	:理

活動区分	活動項目	計画	実施	実施日	備考
管地	17 農業者の検討会の開催	0	0	10/10	非農業者との連携強化のための検討会
理 域の 資	18 農業者に対する意向調査、現地調査	_	_		
た源	19 不在村地主との連絡体制の整備等	0	0	1/28	関係農業者などによる検 討会を実施
め の の 適	20 集落外住民や地域住民との意見交換等	-	· -		<b>,</b>
推切	21 地域住民等に対する意向調査等	-	: ( <del>-</del> )		
進 な 活 保	22 有識者等による研修会、検討会の開催	1 -			資源の適切な保全管理のた 動等を行った場合、実施日
動 全	23 その他	-			色内容を記入します。

汪	5動区分	活動項目	計画	実施	備考
		24 農用地の機能診断	0	0	
	機計	25 水路の機能診断	0	0	
	前能画診	26 農道の機能診断	0	機能	 <u>診断の結果などに応じて実施する項目はエ</u>
	策断定	27 ため池の機能診断	10-3	<u>ル様</u>	式を使う場合でも「計画」と「実施」の結果を てください。
施設の	· .	28 年度活動計画の策定	0	0	4/19 総会にて議決
軽微	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	0	×	実施日 RO年度に実施予定
な補修		30 農用地の軽微な補修等	0	0	
115	実践	31 水路の軽微な補修等	0	0	
	活動	32 農道の軽微な補修等	0	×	機能診断の結果、補修の必要が なかったため未実施
		33 ため池の軽微な補修等		- 1	1
		34 生物多様性保全計画の策定	0	Γ±	├────────────────────────────────────
	計	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	-		記」欄に、ヘーを記入した場合は、不关心とな 日を記入します。
	画	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	0	\25 +C	コナニー マル甘ざも仁ミ中は江野の江野市
農村	策定	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定		つい	では、P.64の活動項目番号表からあてはま
環境		38 資源循環計画の策定	1,2	<u>ж</u> т	頁目番号」と「活動項目」を選び記入します。 ○クセル様式では活動計画書をもとに自動作
保全	実	39 生物の生息状況の把握(生態系保全)	0	れま	<u>ड                                    </u>
活動	践活	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃(景観形成・生活環境保全)	0	0	
	動				活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	0	0	フーロー MC A O O O I I E 足加していたでいる

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
	52 遊休農地の有効活用	0	0	子供会と連携して、6月にサツマィ モの苗の植付、10月に収穫
多面	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	-	-	
的機	54 地域住民による直営施工	=	-	
能	55 防災・減災力の強化	-	-	
増	56 農村環境保全活動の幅広い展開	0	0	
進 を	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	_	-	
図 る	報活動の実施	52 <b>~</b> 60		性活動の取組に関する広 でください。
活動	59 都道府県、市町村が特に記せいる。			
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	0	0	広報誌作成、HP更新
	構成員の総人数の8割以_	 _が参加		「宝珠活動」を宝施したことがと
※以下は加算措	<u> フ、該ヨ9る活動の美施口</u>			内容を記入します。
-10-20078000 12-2-70	通じ取り組む場合 <u>う、該当する活動の実施日</u> 加算相同 加算相同 化に向けた活動への支援			
-10-20078000 12-2-70	加昇相国	実践流	天旭 ○ 5動の	内容を記入します。 「神号(参加人数及び内容等を記入) 実施日
-10-20078000 12-2-70	が	実践流(構成)	天施 () () () () () () () () () ()	内容を記入します。 

調査・ 延べ数量 完成数量(km,箇所) 施設区分 活動項目 内容 設計等 (km,箇所) 前年度まで 本年度 合計 のみ 水路○○-○の老朽化 水路 61 水路の補修 0.85 km 0.00 0.85 km 0.85 km km 部分の補修を行う。 水路の更新 ○○用水路の土水路か 62 水路 0.15 km 0.00 km 0.00 km 0.00 km 0 等 らコンクリート水路へ 農道○○-○の路肩及 活動計画書に位置付けた数量のうち、本年度の完成 63 農道の補修 農道 2.50 km び法面の補修 数量を記入します(延長は小数点以下2位まで記入 します)。

0

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

消費税に係る課税事業者の該当の有無

計画内容などは活動計画書から転記して下さい。

エクセル様式では活動計画書をもとに自動作成さ れます。

活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となる よう行を追加してください。

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど 無いと考えられますが、課税事業者に該当する場 合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消 費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管 理機構の借り受け農地の有無により判断して下さい。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡を した全てが対象となります。

別紙

持越金が当該年度交付金の3割を超え、 かつ、100万円以上である場合は使用計 画書を作成してください。

# 持越金の使用予定表

農地維持・資源向上(共同)

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。 算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金	額	算定根拠
4月	水路の目字詰めで使用する資材の購入	000	円	見積書
4月	農道の路面の維持の活動で使用する砂利 の購入	000	円	見積書
			円	
	<b></b>	吏用内容を具体	的に	記入してください。
	_			
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	āt		円	

#### 市町村担当者における妥当性の確認欄

1 3 133 - 1 1 2 3 3 3 3 4 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2	
確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙

持越金が当該年度交付金の3割を超え、 かつ、100万円以上である場合は使用計 画書を作成してください。

# 持越金の使用予定表

資源向上(長寿命化)

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。 算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金	額	算定根拠
4月	水路更新で使用する資材購入	000	円	見積書
			円	
	使用内	容を具体的に記	 3入し	してください。
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	dž		円	

## 市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

숲

(別記1-5様式第1号) 複数集落等から構成される活動組織は、必要に応じ集落等毎に本様式を作成します。

【参加集落(活動組織)から運営委員会に提出するもの】

農林水産省様式

○ 年度 多面的機能支払交付金に係る

実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(○○

活動報告の確認欄は、活動組織 が記入します。

実施計画欄及び活動報告欄は、

参加集落が記入します。

必要に応じて現地確認を行った 策定日 〇年 〇月 〇日 策定者 場合は「〇」記入してください。 【1. 農地維持支払(地域資源の基礎的保全活動)】 加 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施 集 実施しない場合は、「-」を記入する。(研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。以下同じ。) 計画 落 【2. 資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動)】及び【3. 資源向 活動組織の確認者は、確認対象集落と 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、活動内容及び数量等を記しは異なる集落の方としてください。 活 実施しない場合は、「-」を記入する。 動 ○○集落 報告日 〇年 〇月 〇日 報告者 組 活動 活動を実施した場合は、活動報告欄に「○」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 織 報告 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外の項目には「一」を記入する。 連 確認日 〇年 〇月 〇日 確認者 ○○運営委員会 00 00 営 ①運営委員会は参加集落 (活動組織) から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 活動報告 委 ②活動報告の内容が適正な場合は「○」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指 の確認 員 導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「

1. 農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動)

③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入す

				実施計画		活動報告	活動報	告の確認
活	動区分	活動項目		実施予定時期		未実施理由		現地 確認
5	点検・	点検	0	4月	0		0	
āt	画策定	年度活動計画の策定	0	4月	0		0	
	研修	事務・組織運営に 関する研修、 機械の安全使用に 関する研修	0	事務研修:10月 機械研修:○年度に予定	0	機械研修は〇年度に予定	0	
		遊休農地発生防止の ための保全管理	0	点検結果に応じて実施時 期を決定	0		0	
	農	【遊休農地解消面積】	a		а			
	用 地	畦畔·法面·防風林の 草刈り	0	6月、7月	0		0	
		鳥獣害防護柵等の 保守管理			3 <b>—</b> 3			
		水路の草刈り	0	6月、7月	0		0	
実	水	水路の泥上げ	0	12月	0		0	
践活	路	水路附帯施設の 保守管理	0	点検結果に応じて実施時 期を決定	×	点検の結果、必要なかった ため未実施		
動		農道の草刈り	0	6月、7月	0		0	
	農道	農道側溝の泥上げ	-		1=0			
	-	路面の維持	-		-			
	+-	ため池の草刈り	-		1-1			
	ため	ため池の泥上げ	_		7=4			
	池	ため池附帯施設の 保守管理			-			
	共通	異常気象時の対応	0	洪水、台風、地震等発生 後	×			

		<i>(</i>	実施計画		活動報告	活動報	告の確認
活動区分	活動項目		活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
14700	農用地の機能診断	0	4月	0		0	
計能	水路の機能診断	0	4月	0		0	
画診	農道の機能診断	0	4月	0		0	
党 定	ため池の機能診断	-		-			
	年度活動計画の策定	0	4月	0		0	
研修	機能診断・補修技術等 に関する研修	0	<ul><li>○年度に実施済、本年度</li><li>予定なし</li></ul>	×	○年度に実施済み		
i e	農用地の軽微な補修等	0	機能診断の結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
践	水路の軽微な補修等	0	機能診断の結果に応じて実施時期を決定	0		0	0
活	農道の軽微な補修等	0	機能診断の結果に応じて実施時期を決定	×	機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施		
動	ため池の軽微な補修等	-		-			
1	生態系保全	0	8月 生きもの調査	0		0	
実	水質保全	-					
践	景観形成・ 生活環境保全	0	9月 〇〇クリーン作戦	0		0	
活動	水田貯留機能増進・地下水かん養	-		-			
5	資源循環	_		-			
	1	<b>\</b>	<del></del>			<b>*</b>	
2	ュ <u>ト支払交付金</u> (施設の長	落等力	計画欄、活動報告欄は参い記入します。	加集	活動報告の確認 記入します。 	地確認	を行った
7 - 首州山	1. [2] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1	<b>3</b> pp 4 [	・ <b>ベビー 店舗</b> 実施計画	11-1	活動報告	活動	報告の配
活動区分	活動項目		活動内容、数量等		未実施理由		現地確認
水路	61 水路の補修	0	水路〇〇一〇の老朽化部分 の補修を行う。			0	0
践 水路	62 水路の更新等	0	〇〇用水路の土水路から ンクリート水路への更新	^	次年度実施予定		
活農道動	63 農道の補修	_	農道〇〇一〇の路肩及び流 面の補修	<del>*</del> –			
※参加			「おうとする実施計画を運営委員 場合には、変更箇所が分かるよ			双組には と、計画  は「−」	:「〇」 に位置

# ☑ 活動項目番号表

活動組織は、活動項目番号表を参考に活動計画書や活動記録等を作成します。

事会は、年事機逆 畦・鳥・水・水・ボ・黒農路とた。 た 異 護悪 不集地 有務護権 検 度務様休 畔 獣路路路路 過道面めめめ。 常業業 在 落場の農 ジェ 害 のの 附の側の池池 池 気 著者 打外住者	沽動項目畨号表	事務処理     200       会籍かり     300		活動項目 減額網票等 活動項目の内容	lent.		事務・組織運営等に関する研修    1 活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関  機械の安全使用に関する研修    3  使用する機械(刈払機など)について、安全使用に関する研修関が	7	畦畔・法面・防風林の草刈り 5 畦畔・農用地法面等の草刈り、除草又は枝払い 防風林の枝払い・下草の草刈り	鳥獣害防護柵等の保守管理 防風ネットの適正管理 防風ネットの適正管理	水路の草刈り ポンプ場、調整施設等の草刈り	水路の泥上げ 水路の泥上げ 水路の泥上げ ボンプ吸水槽等の泥上げ	かんがい期前の注油 ケート類等の保守管理 選光施設の適正管理 高光施設の適正管理	無道の草刈り     10     路局: 法面の草刈り、除草又は枝払い       農道側溝の泥上げ     11     側溝の泥上げ	12	ため池の草刈り 13 ため池の草刈り、除草又は枝払い ため池の泥上げ 14 ため池の泥上げ 14 ため池の泥上げ	の保守管理	操気気		注動項目
(地域資源の基礎的な保全活動)       支払区分     活動区分       1 (農地維 点検・計画策定 点検 持)     計画策定 点検       (特)     財政       東践活動     農用地       (地域資源の適切な保全管理のための推進活動)       支払区分       1 (農地維持) 推進活動       1 (農地維持) 推進活動			全活動)	活動区分	回策定 点検	計画策定		農用地	1		大路			迴		ため光		并通	管理のための推進活動)	活動区分

24	以の相談	活動区分	活動項目	活動項目番号	活動項目の内容
本語の機能診断   192   193   194   194   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195   195	)機能診断· 計画策定	機能診断	用地の機能診	100	施設の機能診断(農用地)診断結果の記録管理(農用地)
計画策定			水路の機能診断	12422	施設の機能診断(水路) 診断結果の記録管理(水路)
上の池の機能診断   上の池の機能診断   19回策定   年度活動計画の策定   22   機能診断・補修技術等に関する研修   23   機能診断・補修技術等に関する研修   23   24   25   25   25   26   26   26   26   26			農道の機能診断	-20	施設の機能診断(農道) 診断結果の記録管理(農道)
計画策定 年度活動計画の策定 28 機能診断・補修技術等に関する研修 29 機能診断・補修技術等に関する研修 29 無用地 無用地 無用地の軽微な補修等 31 無道の軽微な補修等 33 ため池の軽微な補修等 33 ため池の軽微な補修等 33 ため池の軽微な補修等 33 まため池の軽微な補修等 33 まため池の軽微な神像等 33 まため かんかん かんぱん はんぱん はんぱん はんぱん はんぱん はんぱん はんぱん			ため池の機能診断	100	施設の機能診断(ため池) 診断結単の記録管理(ため池)
活動 農用地 機能診断・補修技術等に関する研修 28 農用地の軽微な補修等 31 水路の軽微な補修等 33 上め池 20 を微な補修等 33 ため池 20 を微な補修等 33 ため池 20 を微な補修等 33 ため池 20 を 20		計画策定	年度活動計画の策定	28	年度活動計画の策定 (1997年)
農用地 水路 水路の軽微な補修等 農道 農道 ため池 ため池	争		機能診断・補修技術等に関する研修	29	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する 新たな施設の設置等に関する研修
農用地の軽微な補修等 水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33	実践活動	農用地			語言の記述を 開発は 開発は 日本は 日本は 日本は 日本は 日本は 日本は 日本は 日本は 日本は 日本
農用地の軽微な補修等 水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33			TO A COURT OF THE PARTY OF THE		農用地法面の部分補修暗渠施設の清掃
水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33			農用地の軽微な補修等	30	農用地の除れき
水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33					鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置
水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33					きめ細やかな雑草対策
水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33		大路			水路側壁のはらみ修正
水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33					日の語の事をあるコートングを
水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33					女団とにころうのユーノインキ 不同沈下に対する対応
水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33					側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修
水路の軽微な補修等 農道の軽微な補修等 ため池の軽微な補修等 33					水路に付着した薬等の除去し、
<ul><li>水路の軽減な補修等</li><li>農道の軽微な補修等</li><li>まめ池の軽微な補修等</li><li>まめ池の軽微な補修等</li><li>33</li></ul>			1. The contract that it is the base between		小的法国(2011年)分析》 破損施勢の補後(水路)
農道の軽微な補修等 33 ため池の軽微な補修等			水路の軽微な補修等	31	数点になった。
農道の軽微な補修等 33 ため池の軽微な補修等					パイプラインの破損施設の補修
農道の軽微な補修等 22 ため池の軽微な補修等					バイフ内の連指条子は、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールをは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインコールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインローのでは、アインロールのでは、アインロールのでは、アインローのでは、アインローのでは、アインローのでは、アインローのでは、アイのでは、アインローのでは、アインローのでは、アインローのでは、アインローのでは、アインローのでは、アインローのでは、アインローので
農道の軽微な補修等 22 ため池の軽微な補修等					格が住いシスを発むり作品はは指揮を持ちている。
農道の軽微な補修等 32 ため池の軽微な補修等					级 於 過 以 可
農道の軽微な補修等 22 ため池の軽微な補修等					空気弁等への腐食防止剤の塗布等
農道の軽微な補修等 32 ため池の軽微な補修等		押			<u>遮光施設の補修等</u> 跨言 注西 <del>0 如人</del> 排修
農道の軽微な補修等 32 ため池の軽微な補修等 33		原道			的月、法国OBM 相應 動道等の運搬施設の維持補修
農道の軽微な補修等 23 ため池の軽微な補修等 33					破損施設の補修(農道)
ため池の軽微な補修等 33			農道の軽微な補修等		きめ細やかな雑草対策(農道)
ため池の軽微な補修等 33					(単一) はままる (単一) はまま (単一) はまま (単一) はまま (単一) はまま (単一) はまま (単一) はままま (単一) はままま (単一) はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
ため池の軽微な補修等 33					関連の 中回 沈トへの 200g 国連の 申32 廿 6 女 6 世
ため池の軽微な補修等 33					関連の表と作り元卓研制を制造の関連を制造し、関連を制造を制造を制造の関連に関連に関係を制造の関連を制造し、関連に関係を制造し、関係を制造し、関係を制造し、関係を制造し、関係を制造し、関係を制造し、関係を制造し、関係を制造し、関係を制造し、関係を制度を制造し、関係を制度を制造し、関係を制度を制度し、関係を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度を制度し、対象を制度を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度し、対象を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を制度を
微な補修等 33		ため池			道 ボンートの 補修
微な補修等 33					コンクリート構造物の目地詰め、これに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
0/4年16年33					コノンプート構造物の衣用を行くの対応提供の積機
1. T. T. T. W. T. W. T. T. W. W. T. W. T. W. T. W. W. W. T. W. W. W. T. W. W. W. W. W. T. W.					破損施設の補修(ため池の堤体)
内の潜へのがら落手が入れてのがかり添体)   下の指すができません は、は、は、のは中がか					きめ細やかな雑草対策(ため池の堤体) などがではなっていました。

支払区分
------

活動項目の内容	水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路の老片化部分の補修 水路側壁の嵩上げ ル路の浚渫等 集水林、分水桝の補修 ヴート、ポンプの補修 安全施設の補修 空気弁、仕切弁等の補修 開排水機場の補修 用排水機場の補修	素掘り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新 管種等の変更を伴う水路の更新 間水路をパイプラインに更新 集水桝、分水桝の更新 ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置	農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部) 農道側溝の補修 未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) 側溝蓋の設置 上側溝をコンクリート側溝に更新	洗掘箇所の補修 漏水箇所の補修 <mark>ため池の浚渫等</mark> 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修	ゲート、バルブの更新 安全施設の設置 給水施設の補修 一筆排水施設、暗渠排水施設等の補修 給水施設の更新 一筆排水施設、暗渠排水施設等の更新 一筆排水施設、暗渠排水施設等の更新
活動項目番号	10	62	63	65	101
活動項目	水路の補修	水路の更新等	農道の補修 農道の更新等	ため池の補修	ため池(附帯施設)の更新等 給排水施設の補修 給排水施設の更新等 mmのはな
活動区分施設区分	路		河	ため沿	農地に係る施設
	実践活動				
支払区分	3(長寿命化) 実践活動				

※ 赤書きで示した項目については、愛知県独自である。

# 【お問い合わせ先】

愛知県農地計画課 企画・計画グループ	052-954-6429
愛知県農地水多面的機能推進協議会 (水土里ネット愛知)	052-551-3611、-3623
- 尾張農地・水・環境保全地域協議会 (水土里ネット愛知 名古屋支会)	052-961-8034
一字農地・水・環境保全地域協議会 (水土里ネット愛知 −宮支会)	0586-44-2496
- 海部地域協議会 (水土里ネット愛知 海部支会)	0567-24-1280
ー 農地・水・環境保全知多地域協議会 (水土里ネット愛知 半田支会)	0569-22-7938
- 西三河農地・水・環境保全地域協議会 (水土里ネット愛知 岡崎支会)	0564-23-4683
- 西尾幡豆農地・水・環境保全地域協議会 (水土里ネット愛知 幡豆支会)	0563-56-1363
- 豊田加茂農地・水・環境保全地域協議会 (水土里ネット愛知 豊田支会)	0565-34-0688
<ul><li>新城設楽地域農地・水・環境保全協議会 (水土里ネット愛知 豊橋支会)</li></ul>	0532-54-7259
■ 東三河農地・水・環境保全地域協議会 (水土里ネット愛知 豊橋支会)	0532-54-7259

# **MEMO**

# 令和5年度改訂版 多面的機能支払交付金の活動の手引き 活動組織用

愛知県農林基盤局農地部愛知県農地水多面的機能推進協議会

~多面的機能支払交付金は 農林水産省の補助事業です~

